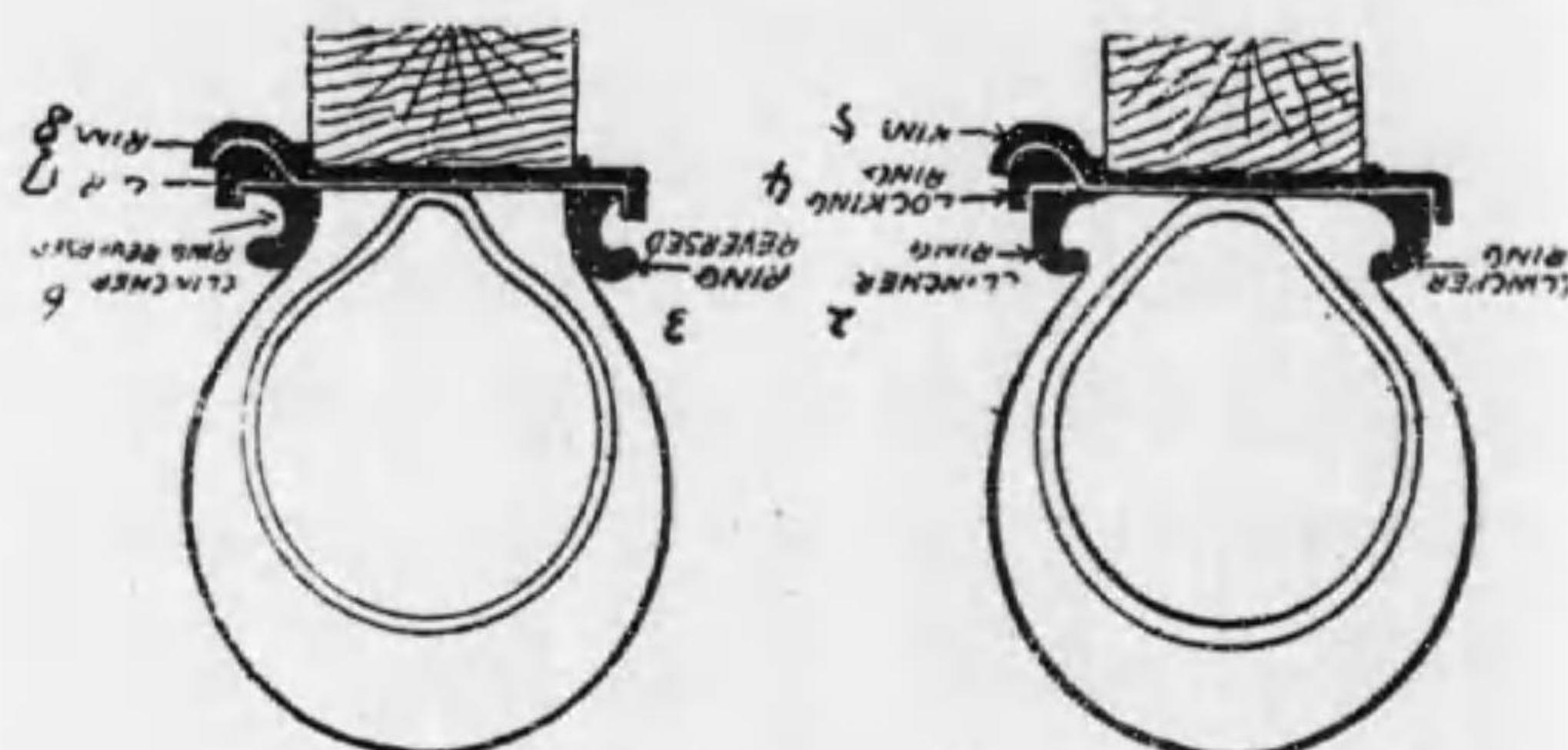


る。ダンロップ型（又は直側型）リムは同じく迅速に取外しと分離が出来るが、早離し型は通常轉換することが出来るから扼み手型又はダンロップ型の何れのタイヤも使用することが出来る。

第二百六十九圖



(1)扼み手型環 (2)同前 (3)逆環 (4)締付け環
(5)リム (輪縁) (6)逆になつた扼み手環 (7)締め付け環 (8)リム

第二百六十九圖は双方の型のタイヤを取付ける爲に逆にした扼み手型リムを持つ早離しリムを示すのである。

此早離しリムからタイヤを取り外すには單にタイヤを縮めれば宜いのである、而して扼み手環の中に押し付けると締め付環を外すから扼み手環が自然と取外されるのである。

其結果タイヤの一方の全體の側がリムから引き外されて

内管の迅速且つ容易な取出しが出来る。

各種の取外し型リムが考案されたが凡て此と同じ原理に基いて作られて居る。

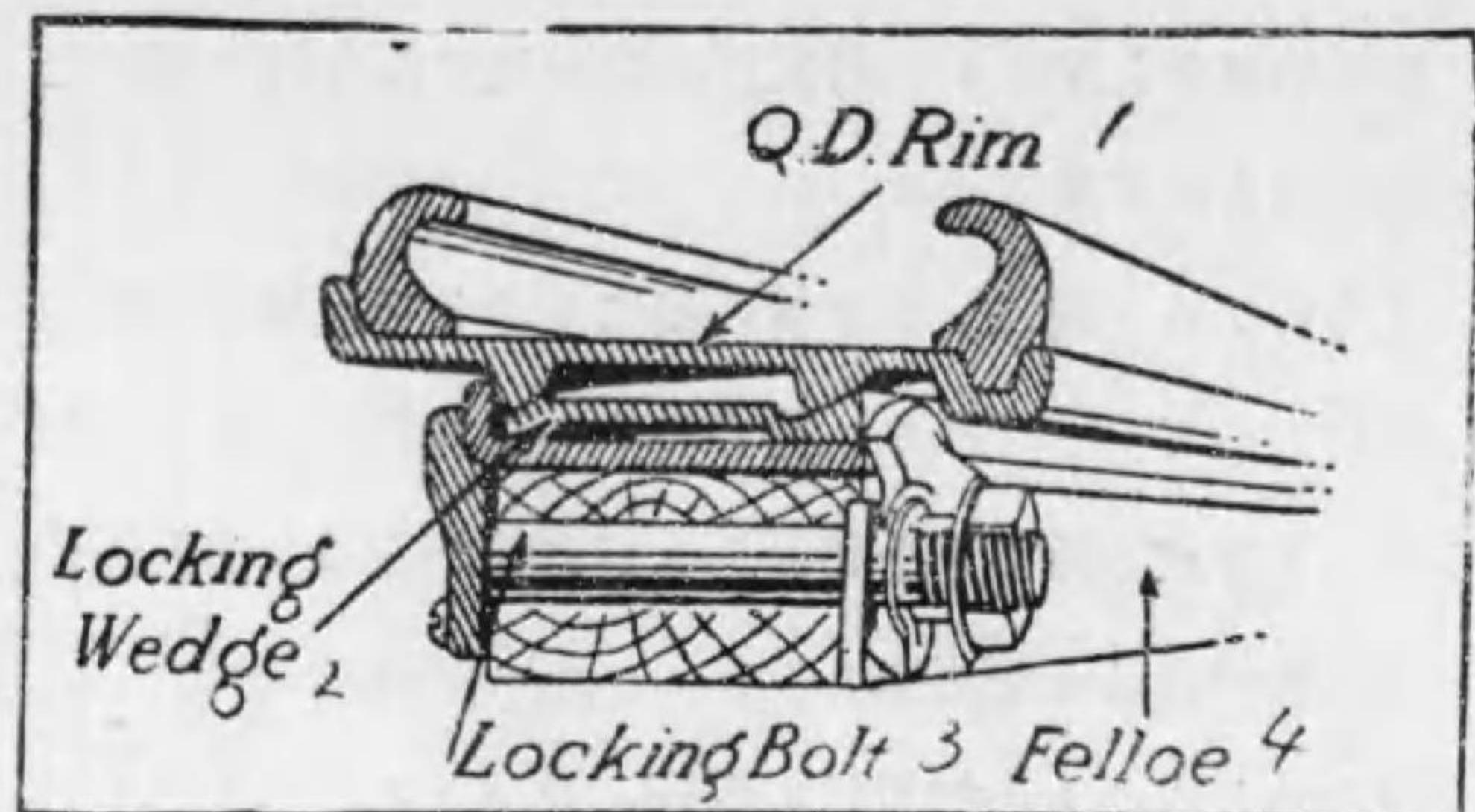
其等のリム（輪縁）は車輪の輻にボルトで取付けた數個の楔によつて支へられる、此等のリムを其位置に支へて居るナットを取り外すと全體のリムが車輪から滑り出し外のリムと代へることが出来る。

此取外し式リムの特長は、内管、及びリム等が膨大したまゝ運ばれ何時でも使用することが出来る。

路面上のタイヤの故障の場合に、タイヤを忽ち變へることが出来て、必要なタイヤ修繕が旅行中出来るのである。

取外し式リムは早外し或は又分割式の何れにも構造される。前者は車輪からリムを取り外されないでケース（外被）の取外しが出来、後者は外被を分離する前にリムを取り外す必要がある。

第二百七十圖 取外し式リム



(1)早外しリム (2)締め付楔 (3)締付ボルト
(4)フェーロ又は輪縁

第二百七十圖に扼みタイヤ用の早外し型リムを示す。

此締め付楔は車輪の輻にボルトで取付けた突出縁によつて其位置に支へられる。

保持用突出縁が取外されるとリムは車輪から引き外される。

貨物自動車又は他の強力な自動車には普通空氣入タイヤを使はない、其理由は荷重に耐へるタイヤの寸法が大きくなるからである。

普通其等の速度が制限されるから、ソリッド、ゴムタイヤを有利とする。此ソリッド、タイヤは連續した物として或特殊のゴム材から作られるが、通例其がリムに取付けら

れる臺の點の強度を補ふ爲に或補強装置を用意する。

現今の貨物自動車のタイヤは早取り式又は轉換式でないが、通例空氣入リムに採用する鍔又は楔と同一の裝置を持つて其位置に取付けられるのである。

第二百七十一圖 ソリッド、タイヤ



第二百七十一圖
は取外し式リ
ムの上に使ふ
模範的のソリ
ッド、ゴムタ
イヤを示すの

である。

此は硬化ゴム座で補強され、其リムの位置に止め付けられる。

後車輪の荷重が格段に大きい場合には特別に中廣いタイヤは二重タイヤを採用する。

其構造は單一のタイヤと實質的に異つて居らない、即ち同一の取付方を採用するので只滑り易い路面の上で横滑りをすることが少いのである。

外被（又は外ケース）の中に内管（インナーチューブ）を挿入する場合には、其を撓むたり又挿んだりせぬやうに

注意する必要があるが、同時にリムを通じて弁柄を真直に引いてはならない。次に掲げる注意事項は取外し式リムに対して外被を付けるときの摘要である。

ケース（外被）を清潔に完全に乾燥せしめる。粉末になつたマイカ石鹼粉末を外被の中に撒布し二三回廻轉し其内部の全體が其等の粉末で被覆されたか否かを確めて次に其を取除く。

内管を其中に挿入し、外被をリムに取付ける。次にリムの孔を通じて弁柄を入れる。リムを集めてタイヤを約二十ボンド圧力で膨脹せしめる。

次にタイヤを二三廻轉せしめて上下に廻すと内管が強くなる、次に其固有位置を定め管の撓ちり、挟み又は弁柄の屈曲等を防ぐ。

タイヤの寸法に應じて適當の壓力で膨脹せしめる。

次に示す表は各種の寸法のタイヤが膨大するに必要な壓力を摘記するのである。

タイヤの直徑（インチ）	タイヤ於ける空氣壓力 每平方インチ（ボンド）
$2\frac{1}{2}$	50
3	60
$3\frac{1}{2}$	70

4	80
$4\frac{1}{2}$	90
5	90
$5\frac{1}{2}$	95
6	100

タイヤの空氣壓力は、牽引作用の摩擦によつて起る熱の爲に機械の運轉中増加される。此は運轉前にタイヤに空氣を入れる時に注意しなければならない。

又、特に温暖の日に際して、或距離を走行したる後に或壓力を減することは良いことである。

此壓力は先づ最初検査を要するが其目的に對してタイヤ壓力計を用意する。其は空氣入りタイヤを有する凡ての機械附屬品である。

タイヤの壽命は注意の如何によることは勿論である。恐らくタイヤが廢物となる以前に機械の一部分・故障のみを注意する人はタイヤの眞價を知らない爲である。

自動車の運轉を終へて歸つた場合、タイヤの嚴重なる検査をしなければならないが凡ての孔、切り口等は直に洗つてゴムを塗る。

若しタイヤの上に油やグリースがあれば其を洗ひ去るのである。油はゴムに附着してタイヤを膨脹せしめる傾向が

ある。

機體の死重は決して縮んだタイヤの上に休ませてはならない。

運転をするに臨みタイヤ内の壓力を試験し、所要の壓力に對して空氣を入れないタイヤは膨脹せしめる。適當に膨大せしめないタイヤで運転すると歪みが生じ、其歪みの程度はタイヤの壓力によつて増減するのである。

如何に其歪みが僅少であらうとも、此種のタイヤ歪みは織物の層を互に分離せしめるやうになる。

又タイヤの觸路面が忽ち破損して各小片に分離される。

若しタイヤが平たく擴大するやうに壓力が迫るとリムを切斷して内管が自然破損することになる。

急速な廻轉、機械の突急な起動、又は停止等はタイヤに對して非常に迷惑なことである。其結果タイヤの觸路面が破損されたり磨滅したりする。

機械が市街の角などを廻轉する時は外側に向つて滑らうとする傾向があるが若し速度が余り早過ぎればタイヤの表面が破損を招くものである。

前車輪及び後車輪を同調子にすることは非常に重要なことである。

若し此等の何れかが同一線上に位置せず別々の獨立した

軌道を辿る場合はタイヤの觸路面が短時日の間に磨滅する。特に前車輪のタイヤの觸路面は一層烈しい磨滅をするものである。

又、同一寸法のタイヤを双方の車輪の對に取付ねはならない。其は同じ牽引力を得る爲である。

内管は油氣の全くない乾燥した冷たい場所に置くことは勿論であるが、又ガソリン、諸工具等からも離して置くのである。

豫備外被と太陽の光線に露出してはならない、豫備のタイヤを膨大したまゝ運ぶ時はタイヤ、カバーの中に收める必要がある。

○ タイヤの故障

恐らく路上で突發するタイヤの故障はパンク（英語でパンクチュアといふ）であらう。

タイヤがパンクすると、只内部管を通ずる孔ばかりでなく、又外確（外管）を通ずる孔も修理しなければならない。

内部管は補綴するか、又はゴムで孔を塗るか外部管（アウター、チューブ）は永久的にゴムで硬化するのである。

タイヤの最も痛手は撃ち毀しであるが此は路上で一時の修理を加へるに過ぎない。

若し特別に豫備タイヤを自動車上に用意しない場合には

破損した外部チューブに新らしい内部チューブを挿入して修理する、而して外部管の破損點を強める爲に内外の長靴を使つて應急修理をするのである。

小口の切り穴又は薄い切り口等は屢々看過されるが、其等を氣付いた場合には直にゴムで硬化しなければならない。此はソリッド、タイヤを使ふ時にも同じく大切な點である。

煉瓦、又は石道の上或は又角を走行する場合に石切れ煉瓦の破片、ガラス片等がタイヤの觸路面内に入り込むものである。

此等の破損の原因ともなるべき箇所を一々検査してゴムで硬化せしめる必要がある。

又、砂礫等の爲にもタイヤが痛む例があるが此はバンクの原因によるのであるが十分注意しなければならない。

路上で修理する目的に對してタイヤ修理器具を自動車に用意する、其等の中にはセメント、補綴布、テープ、硬化しないゴム、豫備品及び必要な工具を收容する。

欠

欠

される電火栓の中央電極から近い距離に保たれてあれば、電火は此空隙内に飛躍したり、又は飛躍しないことになる。若し電火が空隙内に飛躍すれば其は電火栓が短絡されて居る證據である。

電火栓は炭化（炭素を着る）されるか又は絶縁體が破損する。若しスパーク（電火）が發生しない場合にはケーブル（電線）を發動機の近くに位置せしめる、而して若し電火（スパーク）が發生すれば其は空隙（ギャップ）が電火栓の電極に於いて餘り大き過ぎる證據である。

若しスパークが發生しないとすれば其は故障が電火栓にあるのでなく、此點から前の或る點にあるのである。

若し發動機が凡ての氣筒内で爆發し只僅に一氣筒のみが爆發しないとすれば故障は配電器廻轉子と電火栓との間にある或箇所である。

此場合、先づ配電器が塵埃等の爲に不潔であるか否かを調べ次にケーブルが切斷されて居るか又は接地して居るかを調査する。

茲に於いて注意をする點は計器と關係する磁石發電機又は電池點火裝置の部分品が凡ての氣筒の動作に影響すること及び若し一氣筒のみが失點火をする場合には故障を看守する必要のことである。

若し他の凡ての氣筒が失點火をし、磁石發電機點火を採用する場合には、其は整時横杆蓋が一方に飛躍し其結果斷流器の接觸點が只僅に一個の歪輪によつて開かれるやうになる爲である。

然らざる場合にも斷流器接觸點を失點火に打ち勝つやうに用意しなければならない、其理由は斷流器は只僅に一氣筒のみならず凡ての氣筒の動作に關係するからである。

若し失點火が規則的であれば其は揮發機又は燃料の故障である。

此故障を探す爲に揮發機の底部にあるペット、コツクを開き、若し揮發機内に水が入つて居ればコツクが其れを排出するのである。此取扱によつて又ガソリンが自由に流れ居るか否かを慥めることが出来る。

若し此と反対に塵埃があつたり、又はガソリンの供給が自由に流通しなければ直に手配をしなければならない。

此場合凡ての故障の手當をした後揮發機を調整して混合気が過度に稀薄にならぬやう補整しなければならない。發動機が先づ起動すると屢々失點火をするものである。其原因は發動機が冷却されて居る爲である。發動機が温められる迄如何なる事情の下にも失點火を防ぐ爲に時間を空費してはならない。若し排氣弁が粘着すればガスが壓縮行程

の上に押し込まれるから發動機の失點火を招くものである

此は普通に起る失點火であるから其故障發見をすることは困難であるが、通例過熱された發動機から起るのである

若し最初起動の際發動機が逆爆發をして連續的に行ふやうになれば、先づ電線接續を調べたり又點火装置の整時をすることが最良の方法である。

若し發動機の運轉が圓滑であつて、揮發機を通じて俄に逆着火をするやうになれば、磁石發電機の聯結を滑らすことが出来るのである。若し揮發機内に或分量の水があれば忽ちにしてガソリンの供給を遮断し、逆着火が起るやうに混合氣が偏倚するのである。

又、ガソリンの流出、塵埃等は同じやうな結果となる。若し發動機の失點火の外に、揮發機内に逆着火が起れば其原因は恐らく過度の偏倚性 混合氣の爲である。

又、逆着火は吸入弁の粘着、又は其座に適當に座さない爲に起る。

若し發動機が運轉中俄に異様の打音を聞く時は自動車が運轉する状態に對して點火（電火）が餘り早過ぎる爲であるから電火栓を遅く作用せしめるやうにする。

此種の故障は自動車が坂路の如き險阻の走程にある時又は砂利の多い道路上を走る場合に多く起る。

若し、短時間發動機が運轉して、此電火を遅くしても打音を防ぐことが出来なければ、其は氣笛内に炭素が集るか又は過熱された發動機の爲に起るので、双方の故障とも點火物の早急點火を招くのである。

此早急點火といふことの意味は、内入電火物が壓縮されて居て時に點火スパークが起ることに無關係で氣笛内にある熱の爲に點火されるといふことである。

弛く遊びたがる軸承とピストンは又打音を招くが、此等は容易に區別することが出来る。

若し發動機が其出力の不十分であることを示せば其原因是、磁石發電機を廻轉する聯結が滑る爲に點火装置が餘り遅く作用する爲である。

若し過度に濃厚の混合氣を使用すれば、其結果出力の損失を招く、然し排氣パイプから放出される黒い煤煙によつて容易に發見することが出来る。

發動機の出力が不十分であることを知る時に其故障を發見するす爲に種々の裝置を用ゆることは必要である。此場合算が適當に其座に座して居らなかつたり、氣笛中に炭素が集つたり、過熱された發動機、注油の不十分又は調速機接續の粘着等が原因である。若し注油が不十分の爲に此故障を生ずるとすれば其結果忽ち機械的の故障、例へば氣笛壁

欠

原因するから直に検査しなければならない。

傳導機函内の油に對する適當なる油準面は上部車軸の上有る凡ての歯車が油中に一インチ二分の一だけ傾斜する點である。

此場合傳導機ケースから排油しケロシンで洗滌し再び各五千マイル又は一ヶ年二回注油をする。然し油準面は毎月検査を要する。

濡れ板又は重層圓盤嚙合子から排油しケロシンで洗ふことは一ヶ月一回又は各一千マイル毎に實行する。

ケロシンで洗滌する時は發動機を運轉し。嚙合子内で余り重い油をつてはならない、其理由は其が滑り引き掛り又は他の障害を起すからである。

油（オイル）又はグリースを差動裝置区内に使用することが出来る。

多くの場合注意することは後車軸の一端から制動ドラムの上に潤滑油の漏減する點である。若し此が間断なく行はれ且つ後車軸に新らしきフェルト座金を使つても止めることが出来なければ或量の追加グリースを潤滑油に混合する必要がある。

尙グリースカップを使用する上に於いて一般的の注意がある。

欠

グリースが軸端から絞り出されるのを見るまでカップを廻す。勿論此場合に、グリースが其によつて破損する部分に達する時、又はカップからグリースが逃れ去ることの出来ないやうに位置する時は例外である。

然し乍ら、普通グリース、カップは余り多くよりも少なく述べられる。グリースが塵埃を集めたり又軸承内に動作する細沙等を集めるから凡ての過量グリースを洗ひ去るやうに注意する。

又、制動均勢機滑りの上にグリースの代りに油を使ふ方が宜い、且つ他の露出した部分にも油を使へば塵埃又は細沙を集める恐がない。

グリース カップを取り扱ふには其螺子目が非常に細く且つ容易に交叉し得るやうになつて居なければならない。

若しカップの廻轉が困難であれば螺子目が適當に交叉する。

已に述べた如くガソリン及びケロシンは如何なる部分からも潤滑油を洗ひ去る爲に用ひられる。其關係から發動機に過度のガソリンを流下してはならない。

發動機に下塗りする時に過度のガソリンを使ふ時はピストン及び氣笛壁から油を洗ひ去る。其結果、壓縮作用の損失を招く。

其爲に又、發動機の起動を困難ならしめるが、若し起動するこピストン又は氣笛に故障を與へることになる。

其理由は、此等の部分に循環する油は屢々加熱される部分よりも長時間を要し且つ附加摩擦の爲に膨脹するのである。

發動機の下塗りをする適當の方法は一次カップを全く充たし、次に活栓を開き其量のみを氣笛中に流過せしめるのである。

次の（ならない表）潤滑油供給法は十分注意を要する表である。

- (1) 氣冷式發動機は其高い運轉溫度の關係から水冷式發動機よりも重い油を要することを忘れてはならない。
- (2) 油は決して磨損し去るものでないと考へてはならない。
- (3) 大氣溫度に於ける油の粘度を想像してはならない。
- (4) 軸承を油が通過する時は其周圍の空氣よりも非常に高い溫度を有することを記憶せよ。
- (5) 正當なる油準面以上に油槽に油を充してはならない。十分が完全、過量は故障となる。
- (6) 機械的作用を整調する不可能の問題が潤滑油によつて解し得ると豫期してはならない。ピストン及び氣笛

又は不良の漏洩性ピストン環の間の過度の隙間は最良の潤滑油が使はれる時に於いてさへ氣筒内に炭素を集める。

- (7) 重油の必要の時軽油を使用してはならない油は各部に達する爲に軽くなければならぬからである
- (8) 傳導装置又は差動装置内に半流動體でないグリース油を使つてはならない。
- (9) 自動車が新規なる場合及び軸承が馴れない場合に發動機を高速度で運轉してはならない。自動車が少くとも五百乃至一千マイルの走行をするまで待て。
- (10) 油槽の中に塵埃又は沙の多い注油器を以て油を注いではならない。
- (11) 自動車の壽命は各部分の適當なる注油装置によつて増されることを看過してはならない。
- (12) 注油は屢々行ひ正規の期間に實行することを忘れてはならない。

第三十一章

検査及び調整

自動車を適當の狀態で運轉せしめるには或重要部分を検査し且つ一定の月日、時間を置いて時々調整する必要がある。

此等の調整の外に或一定の補整、修繕を要するのであるが、本章に於いて自動車の運轉條件に適するやうに大要を述べやう。

特殊の工具を要する修繕及び突發的の故障、又は不時の破損等から招く故障等に對して應急の處置を探るのであるが、次に序を進めて其等の要點を述べるのである。

壓縮作用の試験

温めたる發動機の壓縮作用を試験する爲に各氣筒を別々にして考慮する必要がある。

先づ、試験すべきものを除き、凡ての氣筒のペット、コックを開き、其氣筒内の壓縮作用に對してピストンが昇つて來るまで發動機を廻轉せしめる。

若し壓縮作用が良好であれば曲柄を逆に廻轉せしめ、若し曲柄の牽引作用が止むと恰も其が發條によつて廻轉する

やうに逆に廻るのである。約十秒又は十五秒間曲柄を壓縮作用に對して支へ、氣笛内のガスが洩出して壓力を緩和するか否かを看守する。

氣笛が壓縮作用を保つ時間の長サはガス漏出の量を示すのである。

壓縮作用の損失は氣笛からガスが漏出する爲で其等の漏洩は三種になつて居る。

1 氣笛頭眞田打麻、弁帽、電火栓、等の各接ぎ目を通過する。

2 ピストン及びピストン環を通過する

3 弁を通過する。

第一の部類に屬するガス漏洩は接ぎ目の周圍に起る漏洩ガスの音によつて普通知ることが出来るが、其等の接ぎ目の周圍に油を注ぎ、發動機が手で廻るとき 又は遅い廻轉をする時に泡が出るのに氣付くのである。

氣笛頭眞田打麻から漏れるガスは此方法で検査することが出来るが、然し乍らガス漏洩が水套内に入る場合は別である。此場合は、水中にゴトゴトといふ音を立てゝ流入するガスの音を聞いて放熱器帽の邊を看守する。

第二の部類に屬するガス漏洩は、ガス漏洩が起つて居る氣笛内に重油を充した匙を挿し入れて、其漏洩が第一種の

漏減でないことを慥めた後に試験するのである。

第三の部類に屬する漏洩は弁の調整の不適當な爲である。例へば弁の粘着、又は適當に其座に位置を占めない爲である。

○弁凸子の調整

多くの發動機には弁軸と押棒との間の弁隙を調整する目的に對して調整ナットを裝置してある。

次章に述べる注意及び調整表に於いて各種の發動機に對する適當の冷却弁隙を示すのである。

弁隙を計る場合に、其弁隙を試験すべき弁が閉じた位置（閉塞點）にあることを注意しなければならない。

若し一氣笛のピストンが壓縮行程の頂上死點に位置するときは双方の弁を閉じて其等の弁隙を試験するのである。他の良方法は、一方の弁が廣く開かれるまで發動機を手で廻すことである。

此の場合弁が閉じて、歪輪軸の上の歪輪の鼻先が凸子（タッペット）から離れて居ることを示すのである。

弁が閉ぢられた後、適當の寸法のゲージを撰び其を弁軸と押棒間に滑り込ませる。

其ゲージが其等の間に自由に滑り込むやうに調整ナットを調整し締め付ナットを締める。

此ナットを締める場合、調整を變へずナットが硬く締め付られるやうに注意する、かくて調整が終つた後に筒隙を閉ぢる。

若し此場合に適當のゲージを得ることが出來なければ約〇〇三インチ位の厚サの紙を五六枚集めて尺度（ゲージ）を作ることが出来る。

若し冷却筒隙が知れない場合には筒隙を發動機が温められて居る間に封する。

發動機は完全に全體が温められるまで運轉する。

○弁の研磨

弁を研磨する爲に先づ弁帽を外取すか、又は放熱器から排水し、氣筒頭カバーを取外す。

弁引上げ工具を使つて弁發條を引上げ、弁發條保持器を取り外して弁を引上げる。

發條を取り去り、弁軸と互に妨害にならないやうに弁凸子調整螺子を廻し込む。

弁、及び其座の周圍にある炭素を洗ひ去る。若し弁が非常に悪しく回んで居つたり、頭がゆがんで居つたり、又は其座から離れて居つたり、若しくは、肩が其座の面の上に現れて居る場合には弁を研磨する以前 適當の工具を持つ器械を使って其面を適當に位置せしめるのである。

ガスの通路に布切れ又は或屑絲を置き、且つ氣筒までの通路にも布切れを入れて其等の通路内に研磨粉が入らないやうにするのである。而して弁の面の上に少量の弁研磨粉を入れるのである。

此研磨粉は小粒大粒の粗いものである。

弁が悪しく回んで居らなければ先づ中粒のものを使ひ次に細粒の研磨粉で研ぐのである。磨磨粉を節約して其の爲に弁頭を塗るやうにしてはならない。此研磨粉は滑に弁の周囲を研くやうに注意する。

再び弁を其座に戻す場合に弁頭の下に軽い發條を應用し研磨に使つた壓力が取外される時に弁を其座から引き上げるのである。

螺子廻しを使って先づ最初二分の一ほど右に弁を廻し、次に左方に廻すのであるが其場合に三、四ポンドの下降壓力を生ずる。

此等の場合に弁を其座から引き上げ再び元の座に戻す前に其を新位置に對して廻す。

弁の周囲に銀のやうな線が現はれるまで前の如く震動運動を繼續する。

此線に凹み又は破れ目があつてはならない。而して研磨を繼續するのである。此線は其巾が十六分の一インチから

三十二分の三インチより廣い必要はない。線が出來た後、細かい研磨粉を使って表面を滑らかな仕上げをする。

弇の研磨には根氣と忍耐が必要で、然らざれば粗雑な細工をするのである。

弇の研磨の場合に甲弇と乙弇とを混同したり、又は正當でない座に位置せしめぬやう注意することはいふまでもない。

熱ガスに露出して居る排氣弇は吸氣弇よりも一層多くの研磨を要する。

弇が研磨された後に再び元の位置に位置せしめ發條、及び發條保持器を其位置に置き弇凸子を調整するのである。

○炭素の排除

若し炭素が過度になると發動機の過熱、動力の損失、早急の電火、及び電火栓が捻ぢられた後は爆發が引續き行はれる傾向を招くものである。

電火栓を取外して氣笛内の炭素を排除することが出来るが、一週一回各氣笛内に食卓匙にケロシン油を入れて炭素の妨害を防ぐことが出来る。

其ケロシン油は發動機が熱しられて居る場合に挿入し、最も良好なる成績は夜間に氣笛内に其を入れることによつて得られる。其は發動機が再び使用される前に炭素の寄生

を集める機會を得る爲である。

若し、發動機が氣笛を掃除せず其儘或時間中運轉する場合には約三合二勺ほどのケロシンを高速度で運轉し加熱された發動機の揮發機の空氣取入口を通じて注入する。

ケロシン油で發動機の運轉を阻害してはならない。發動機が其を把り得るやうに出来るだけ速に注油する。

此手配の後各氣笛内にケロシン 匙一杯注ぎ發動機が十時間又は十二時間其運轉を休むやうにする。

若し過量の炭素が氣笛内に集るとケロシンは其を去らないのである。然し數種の方法があつて其を取去ることが出来る。

炭素は氣笛頭鑄鐵部分又は弇帽を取り外して削り落すことが出来る。

若し氣笛頭が取り外しの出来る式であれば炭素を削り落すことは容易である。

先づ、削落すべき氣笛内のピストンが壓縮衝程中頂上死點に来るまで發動機を廻す。

其結果グタグタになつて居る炭素が弇部分内に入り込むことを防ぎ、ピストンと氣笛壁の間に入り込む炭素の量を最小限度にするのである。

水套の如き、又他の氣笛受内にある凡ての孔は屑絲で包

む必要がある。

弁帽孔を通じて炭素を削り去ることは非常に困難である氣筒頭及びピストンの頂上を削る爲に特殊の削り工具を要する。

此種の工具は内部を搔き廻す感じが止るまで非常な壓力で表面の前後に動作するもので、工具は表面の上に自由に滑動しなければならない。

若し出来得れば、空氣押し出しホース（管）を使って炭素を間断なく吹き出すか、又は、若し壓縮空氣を應用することが出来なければ手動風櫃を使って吹き出すのである。

此場合、燃焼室の内部全表面を削るやうに注意し、決して鋸歯のギザギザになつた凹處を残さないやうにする。然らざれば其箇所が白熱的になつて早急電火を招く恐がある
空気が炭素塵を其以上吹き出さないといふまで此削り方を繼續する。

弁を閉ぢる爲に同じやうな手配をするが其は氣筒頭が取外し得る場合に氣筒から炭素塵を外部に去るのと同じである。

炭素が削り落され、出来るだけ外部に吹き出された後、氣筒内に約盃の半パイほどのケロシンを注入し、空氣衝風を應用する。其結果殘留炭素を取り去るのである。

又、他の盃半分のケロシンを氣筒内に注ぎ、發動機を數回手で廻すのである。其結果、ピストンと氣筒の方に入り込んだ炭素を取り去るのである。

此場合に曲柄蓋から排油してケロシンで洗ひ新らしい油で再び其中に充すのである。

炭素排除鎌を使用する場合には、排氣弁帽開きを通じてピストンの頂上に其を位置せしめる。

電火栓を取り外し、氣筒内に約二匙ほどのケロシンを注射する。使用せんとする鎌は其両端を接ぎ、硬質で容易に破損しないピヤノ線又は發條鋼鐵で作るのである。

鎌の鐔は直徑八分の三インチを超過せず全長約十二インチである。

電火栓を外して弁帽を螺ち戻し、數分間發動機を廻轉せしめる。其の爲にグダグダになつた炭素を以前のやうに吹き出すのである。

液體炭素排除法を採用するには弁帽を取り外し二氣筒を頂上死點にまで廻すが、其は發動機が加熱されて居る場合に行ふのである。

此等の二氣筒内に炭素排除液を入れ、約一時間其内部に止るやうにして吸液装置で炭素を取り去るのである。

此場合燃焼室は乾いた布で出来るだけ完全に拭き乾かす

此と同じ作業を他の對の氣筒内で行ふ。

然し此方法は炭素を燃焼せしめたり、又は削り落したりする他の方法のやうに有効ではない。

炭素を燃焼せしめるには、一個のピストンを壓縮行程の頂上死點に運動せしめ、電火栓及び算帽の中の一つを取り外し、氣筒内に燃え屑絲（又は布切れ）の小量を投げ入れる

此場合、取扱者は屑絲が燃えて居る點で炭素の上に酸素の噴霧を送るのである。其結果、炭素が迅速に燃焼し全く消耗することになる。

氣筒内の周圍に燃焼炭素と酸素霧とを應用すると全然燃焼し去るのである。

此際、氣筒鑄鐵部分の過熱を防ぐ爲に炭素が燃える間冷却装置内に水を充満するやうに注意しなければならない。

削り方法が便利に出来る場合には最良の方法であるが、然し、或種の發動機に於いては其を行ふことが困難である

其方法と炭素冷却方法とは余り良好ではない、後者は炭素附着が濃厚の場合に寧ろ有効ではない。

○給水ポンプ壓蓋の被覆

給水ポンプ壓蓋は高級の耐水アスペスト又は他のコンパウンドで被覆しなければならない。

若し弛く燃つたアスペスト繩を使ふことが出来るならば

一本繩を使って、氣筒内で完全に其を浸し、出来るだけ細かいグラファイトで包むのである。

壓蓋のナットは水の漏洩を防ぐ目的以上に引き締めてはならない。

○冷却装置の掃除

冷却装置は温水で洗ひ清める必要がある。

出来るならば其温水を發動機の運轉中水が流れる方向と反対の方向で装置内を其温水が押し流される程度の壓力で送るのである。

其目的を達するには、放熱器を下部接續點で接續を切り放熱器の底部に於いて水が押し込まれるやうにホースを插入する。

其結果、凡ての塵埃や沈澱物を排除することになる。

放熱器の前方に栓がある場合には、其を取り外し其點に水が押し流されるのである。此場合、放熱器の下部ホース接續に塞栓をしなければならない。

或時間發動機を使用し、冷却装置に何回となく水を充満したる後、恐らく色々の汚ない水が冷却装置内に入つて、全冷却装置の内部表面に集る筈である。

其が爲に氣筒の適當なる冷却を妨げ、且つ放熱器内の水の冷却も妨害されるのである。

此を排除する爲に五ガロンの沸騰水に對し六ポンドの洗濯曹達の割合で溶解せしめ、放熱器内に注入する。而して自動車が一日間運轉する間其を裝置内に保留するのである。次に其を排出せしめ、清水を以て冷却裝置を洗ひ去る。而して再び清水を以て其中を充すのである。

且つ、放熱器内からも排水し屢々適當の時間の間隔を置いて再び清水を充す必要がある。

○燃料供給裝置

ガソリンをタンク内に入れる前に其を濾さなければならぬ。

此場合、タンク内にガソリンを注入する時、針金指（ワイヤ、ゲージ）又は他の適當の濾過器を漏斗の中に入れるのである。

漏斗内に入る濾過器を使ふ時に漏斗がタンクと接觸して危險な靜電氣を發生しないやうに注意しなければならない。

水が沈澱物を集めることを防ぐ爲に一種の罠を裝置し揮發機から屢々排水しなければならない。此は特に冬期に於いて必要な手配であるが其理由は水が凍結してガソリン線を阻止するからである。

揮發機濾過器を屢々取外して清淨に掃除しなければならぬ。

四。

此目的を達する爲に多くの揮發機に於いては揮發機が取外された後に給油線上の揮發機底部にある接管部を弛めるのである。

給油線上の接管部の螺子を抜き去るには、凡ての接管具を抜き取らないやうに、且つガソリン線を捻ぢるやうに注意しなければならない。

空氣取入多岐管の接ぎ目に洩れ口があるか否かを検査する。其洩れ口の爲に發動機の失點火を招くことが屢々あるからである。

發動機が廻轉中、若し漏れ口があれば多岐管内に通する妨害漏點に油を入れて此等の隙洩孔を發見することが出来る。

此故障を防ぐには接ぎ目にシエルラックを塗布するのであるが、調速機の上の接ぎ目にシエルラックを塗る場合には非常に少量を使はなければならない。其理由はシエルラック液が調速機の中に流下するからで其爲に調速機の作用を防害するものである。

シエルラックを使はない吸紙を此等の接ぎ目にある眞田打麻の代用にすることもある。

検査の際若し平坦な土地の上にある貨物自動車の場合に

揮發機が溢れて居れば、其原因は浮子針弁が不完全な作用をするか、又は洩れ易い弁の爲である。

浮子室の頂上にある小帽を取り外し、若し取り上げたり又は廻したりすれば漏水を招く塵埃を排除する針弁蓋の頂上を露出せしめる。

若し漏洩が洩れ易い弁に基因するならば、弁蓋の頂上を軽く叩いて其を適當に座せしめるやうにする。

決して研磨粉を此弁の上に應用してはならない。其由は弁ばかりでなく又弁の座を磨滅するからである。

此以上の揮發機に対する注意及び調整法等は揮發機の章で述べた通りである。

○接線

外部に露出して居る起動、點燈、點火装置等の凡ての電線は常に規則的に検査をして裸線又は接地等の憂がないやうにしなければならぬ。

凡そ電線を外部から見ると一見故障がないやうに見ても被覆物の内部に於いて切斷されることもある。

此は電線が俄かに曲げられたり、又は過度の震動を受ける時に招く故障である。

緩んで居る接續を引き締めて電線が端子に取付けられる點にハンダ付けする必要がある。

フォード自動車の一次電線は単通線輪の震動子の雜音によつて其接地を發見することが出来る。

○電火栓

電火栓は其が甚しく炭素を附着されて居つたり陶器（碍子）が破損したりすることを検査しなければならない、又尖端が不適當に調整されて居るか又は良好の状態にあるかを調べる必要がある。

電火栓を取外す場合、抜き螺子をズラさぬやう、又栓の陶器部分を破損せぬやうに注意する。

此取外しの目的に對して不適當の寸法の抜き螺子を使はないで此故障を防ぐ。

電火栓は其を取外した場合ガソリン油で洗滌する。若し栓が分離し得る型であれば陶器（碍子）を取り外し、古い工具刷子で炭素を取り去りガソリンで洗滌する。

若し碍子を取り去ることが不可能であれば、電火栓を掃除することは困難であるが、炭素をガソリンで柔軟にした後に金属部分から取り去るのである。

此場合ナイフ、又は他の銳利な工具を使ふが、陶器の光澤のある表面を搔き取つてはならぬ。

其理由は油を浸み込ませ易いからで炭素が其表面に容易に附着するやうになるからである。

電火栓の尖點間の空隙は三十二分の一インチから六十四分の一インチの範囲である。

電池點火、又はフォード自動車の場合には、此空隙は高壓磁石發電機點火装置よりも大きいのである。

磁石發電機及び點火装置の多くの製作者は彼等の製作する装置に對して適當の寸法の抜き螺子又は螺子廻しを取付けて供給するが、其が爲に電火栓が適當に調整される場合に栓の尖點間に螺子廻し又は抜き螺子が當てはまるやうに且つ滑ることが出来るやうになる。

此空隙は屢々看守をする必要がある。空隙が餘り廣くなると動作が鈍くなる。

其結果發動機の起動を困難ならしめたり、又は低速度の場合電火栓が失點火を招き、或は加速度の場合、或は過度の牽引をする場合に失點火となるのである。

電火栓は其が引火しない場合に綿密に調査をして陶器が破損して居るか否かを知る必要がある。

例へば其爲に短絡回線を招くからである。

其陶器の割れ目（龜裂）は非常に點検に困難である位に細かいのである。

不良の電火栓を取換へる時に他の適當の型の電火栓を用意しなければならない。

半インチ栓を挿入する場合に加熱發動機内に其を餘りシツカリと螺子込んではならない、其爲に其が發動機と同じ溫度に達する時に其栓を取外すことが困難となるものである。

○配電器

磁石發電機又は電池點火装置の配電器蓋は電刷子又は接觸片を検査する爲に規則的に取外すものである。

配電器板はガソリンで浸した布を以て洗滌する。配電器を掃除した後、廻轉子又は電刷子の軌道にワゼリンを塗布する。

若し配電器に電刷子が裝置してあれば、蓋を取外す時に其等を弛めたり又は破損をせぬやうに心掛くべきである。

若し自動車に整時機及び複式線輪を裝置してあれば、整時機をガソリンで濡らした布で時々掃除するのである。

○斷流器

磁石發電機又は電池點火装置に於いて他の重要な點は斷流器である。

斷流器柄は自由に動作するやうに、且つ斷流器尖端間の空隙を時々検査しなければならない。

此等の點を検査するには、尖點の最大開きを與へる歪輪（又は如意輪）の中心に斷流器柄を位置せしめる。

次に此目的に對して供給されたケージ（尺度）を以て尖端間の空隙を檢べる。

若し其が不可能の場合には、尖點間を 0.015 インチから 0.020 インチまでの範圍で離す。（此場合郵便ハガキを使って其距離を計つても宜い）

此空隙は、特に、斷流器柄蓋の上に歪輪を有する磁石發電機装置の各歪輪に對して調査する。

若し歪輪が磨滅したり又は蓋が磨滅したり、或は又歪んだりする時は空隙が不平均になる。

此は最初の開きを與へる歪輪の下の隙を填めれば宜い。

遮断器の尖點及び此歪輪下部の填隙は熟練した職工の手を要する。

若し遮断器の尖點が凹むか、又は良好の接觸をしない時は其尖點を鏟で研いて表面が滑かになるまで細工する。かくて適當の接觸を得るのである。

空涼は尖點が鏟で研かれた後適當に調整される。

震動子の尖端は同じやうな、處置を要するが、適當の空隙は發條が下方に支へられる時に約三十二分の一インチである。

○磁石發電機の注油

磁石發電機に注油をする場合には、下記の如き注意を要

する。磁石發電機又は整時機配電器の完全な運轉に對して是非共適當の注油が必要である。

過量の油、不良の油、又は餘り少量の油は圓滑なる動作に適しない、又遮断器尖點の捲線にも關係するのである。

○點火整時

先づ磁石發電機の整時をする爲に第一番ピストン（即ち放熱器に最も近接するピストン）を壓縮衝程の頂上死點に寄せる。

此は他の氣管の逸水安全弁を開けば宜いが壓縮作用が減じられるまで發動機を廻轉するのである。

次にピストンを壓縮衝程の上に來らしめる、而して若し飛輪が露出して居れば、飛輪の上にある記號を數へて頂上死點に其を引き寄せるのである。

若し飛輪が露出して居らなければ、磁石發電機の部分品を調べ、過失の整時をして居るか否かを決定する。

電火栓孔に電線又は鐵棒を入れて其電線が上ることを止めるまで發動機を廻す。

若し此を細密に成し遂ければ頂上死點の位置を約五度の範囲内で探すことが出来る。

此方法で磁石發電機を接続する必要があれば、ピストンが其衝程の頂點に達した後發動機の廻轉を繼續する。（ピス

トンが再び下方に向つて起動するまで)

頂上死點の場合の發動機に對して配電器接觸片が、第一號氣笛に對して反對の刷子と接觸するまで磁石發電機を廻す。

次、接觸點が開かれるやうに調節する。

此調整をする爲に磁石發電機を反対の廻轉方向で廻轉せしめる。

或種の磁石發電機は其配電器板の上に線を記しL又はRの文字を示すが其は磁石發電機の廻轉方向（即ち左右）を意味するのである。

此の記號法は遮斷器柄が固定して居る時に整時の調査を簡易にするものである。

磁石發電機を發動機に整時した後に其等の双方間の聯絡子（カップリング）を接續する。

双方が連絡された後、其カップリングを引き締めても各部分が適當の位置にあるか否かを調べなければならない。

此場合、配電器が何れの方向に向つて廻轉するかを調査し、各氣笛が適當の爆發順序で電火を受けるやうに配電器からの引導線を接續する。電池點火装置の整時配電器は此と同じ方法で整時される。

前の如く壓縮衝程の頂上死點に第一號ピストンを寄せるが

頂上中心にある他の氣笛の排氣管が丁度閉ぢられるまで發動機を繼續して廻轉するのである。（例へば四氣笛發動機の第四番ピストン、又は六氣笛發動機の第六號ピストン）

垂直車軸の上にある遮斷器歪輪調整螺子を弛め遮斷器尖點を加減する。

廻轉子は配電器が第一號氣笛に對する接觸片と接觸するやうな位置に位置せしめる。

遮斷器歪輪は、尖端が開閉するやうに綿密な位置の注意を要するが、其爲に配電器齒車の動作を完全にするのである。

調整螺子を引き締め、廻轉子を元の位置に戻した後、恰も磁石發電機の場合の如く電火栓への引込み線を接続する

フォード自動車の整流器（コンミューター）を整時するには前の如く壓縮衝程にある頂上死點に第一號ピストンを寄せる。

適當に整流器を整時する爲に氣笛頭を取外さなければならぬから、爆發點を示す爲の前記の方法は此場合採用されない。

第四號氣笛の排氣管を看守して此爆發點を備める簡単な方法がある。其排氣管が閉ぢられると第一號ピストンは壓縮衝程の頂上死點に來るのである。

頂上死點に達した後ピストンが下指衝程に對して八分の一インチだけ移動するまで發動機を廻轉せしめる。

かくて整流器を其位置に取付け、ローラーが第一號接觸片と接觸する程度にローラーを位置せしめる。

電火が適當の氣筒内で發生するやう、一次線を接續するフォード車の爆發順は1—2—4—3で、他の多くの四氣筒發動機とは異つて居ることを忘れてはならぬ。

○嚙合子調整

若し嚙合子發條を調整以前に嚙合子が滑れば、嚙合子踏子が床板を打つか否かを慥める。又は嚙合子發條が摩擦表面を押し付ける或妨害物があるか否かを看守すべきである。發條の張力を調整する必要があれば其目的に對して裝置される調整ナットを動かせば宜い。

調整が行はれた後ナットが其位置に嚴重に位置して居るか否かを慥める。

若し嚙合子か嚙合子制動子を有すれば、其が適當に調整されて居るか否かを看守する。

此制動子は嚙合子踏子の最端外行位置にのみブレーキが掛るやうに調整する。此等の嚙合子の故障と其應急處置は已に述べて置いたのである。

○車輪の整頓

車輪の整頓といふことは、自動車が二輪車又は四輪によつて方向の轉換をすることに關係する。

二輪方向轉換式自動車にありては簡単なる次の方法を探る。

右方の前輪が右方の後輪と同一線になるまで方向轉換車輪を廻す。

此を決定する爲に前後の車輪の前後端に軽く接觸して居る右方車輪の外側に沿ふて紐を張り又は運轉手の手加減で其を整頓する。

此整頓といふことは車輪の整列を意味するのである。

此位置に置いた車輪の場合に左手前方車輪の内部端に沿ふて眼を配り輪踵を内側にして試験する。

若し一インチ、一インチといふ順序で適當に調整すれば後車輪の半部は視界に入つて約四分の一の内側輪踵となるのである。

若し後車輪が多少に不均視界に入れれば繫棒を調整しなければならない。

四輪方向轉換式自動車の場合には、双方の車輪は共に内側輪踵の位置に置き、最も簡単なる方法は車輪の前後車輪の兩端間の距離の相違の割合を計ることである。其距離の計算には其等の兩端が枠と殆んど並列に位置する時にステ

ツキ（棒）である。

此等の方法によつて内側輪距の量を決定する爲に各車輪を遅く廻轉する必要がある。

木製車輪の場合には次のやうに廻轉せしめる。

車輪が偏心する位置を示す爲に廻轉車輪の側に對して白墨の一片を支へる。

此場合スポーク（歯止め）と内部ハブ板（即ち車輪が正當に廻轉するやうに必要な部分）間にボール紙の填隙片を位置せしめる。

取り去り且つ分離し得るリムを使用する場合には、リムボルトの不適當なる取付をしてはならない。

○方向轉換噛み合ひ装置

方向轉換噛み合ひ装置の運轉不能の場合には直に其應急手配をする爲に調整をしなければならない。

或型の自動車に於いては方向轉換腕が、短い車軸で動作するやうに裝置されるが、其車軸は腕が取付けられる爲に四角形の端を持つて居る。

此點で方向轉換の動作の不能が屢々起るから方向轉換腕を検査しなければならない。

✓制動機（ブレーキ）の調整

ブレーキを調整する爲、其機能の不完全なる原因は蒸

氣衣の油、又はグリースの爲であるかを調べる必要がある

若し其が原因であれば、グリース又は油等をケロシンで完全に洗ひ去らなければならない。

車輪ブレーキの場合には此目的を適當に達する爲に車輪を取り外す必要があるが、傳導ブレーキの場合にはブレーキ帶を取り外すのである。

若しブレーキ帶が清淨で位置を換へる必要がなければ調整をなし得るのである。

✓傳導ブレーキに於いては普通調整に對して二つの位置がある。即ちブレーキの磨滅を防ぐ爲にブレーキ調整螺子を加減し、ブレーキ棒に於いてブレーキ踏子の位置を調整する。

車輪式ブレーキは他の調整法がある。

ブレーキを調整する爲に次の要點を忘れてはならない。

先づ、ブレーキの周囲の塵埃等を出来るだけ排除し、圓滑なる動作を得るやうにする。

調整螺子を適當に加減する。

次に、ブレーキ踏子を適當の位置に置いて何時でも動作が圓滑であるやうに調整する。

○發條（スプリング）

發條の注油といふことは大切な點であるが、發條抱子を

適當に調整しなければならない。

抱子其者が破損して居るか否かを常に注意する。

ボルトはシッカリと締め付ける必要があるが、抱子の頂上を押へ付けてはならない。

此外、發條に對する注意事項は常識で判断し得ると思ふから此程度に打切つて次章に移りたい。

第三十二章

注意と調整の表

凡そ自動車、自動自轉車等を圓滑に運轉する爲に一定の時間、時日を置いて絶へず規則的に看守をする必要がある

此注意、看守を怠ると自動車又は自動自轉車の各部分が意外の故障を招くものである。

故に注意、調整及び看守、検査等は必ず規則的に行はなければならない。

特に、乗合自動車、貨物自動車の如き常に絶へず運轉するものに對して此必要がある。

然し乍ら、一般自動車を使用する場合に、過度の注油又は過少の注油について注意を拂ふべきはいふまでもない。

此場合に豫め自動車を購入する際に注油の適量を尋ね置けば宜い。

下記に示す表はドッヂ、プラザーフォード、自動車等に對する毎日、毎週、毎月の規則的注意事項である。

第一表

道路上の検査

- 1 朝、ガレージ（自動車保管倉庫）を去る前に曲柄匡内の油準面を検査すること、放熱器に軟水を充すことガソリン、タンクに十分なガソリンがあること。自動車を起動させる前に發動機を加熱する。其間ガソリンに注意し、油又は水の漏洩を看守する。特に寒氣の強い日に自動車を起動させる前に臨み發動機を温めることは大切なことである。
- 2 自動車が起動すると同時に方向轉換機構を試験し且つブレーキが適當に動作するか否かを慥める。
- 3 約一時間運転したる後自動車を停止して次の如く試験する。
 - (イ) 發動機を空廻りせしめ機套を上げる。扇風機調帶を調べ且つ軸承が過熱せざるやう注意する。弁帽及び栓の周圍に壓縮氣の漏洩なきや發動機を調査する。揮發機及び取入多岐管の周圍に空氣漏れがないかを調

べる。

ポンプが適當に運轉するか先づ水の流動を調べる。

磁石發電機及びケーブル等の接續を看守する若し給油

ポンプを試験することが出來ればペットコックを開く

(ロ) ブレーキの過熱を看守する。發條抱子の弛みなき
やうにする。

差動裝置、車軸、又は車輪等から油の漏洩がないかを
看守する。

若し車輪がグリース栓を持って居れば其栓の弛まぬや
うにする。

自由接手、蓋、油差し等を調査する。

(ハ) 傳導機、自由接手又は嚙合子等から油の漏洩なき
やう看守し、若し自動車に傳導ブレーキが裝置してあ
ればブレーキ帶の爲に發生する熱を検査する。

(ニ) 発動機の下の土地を看守し、漏洩孔から水又は油
が滴るか否かを調べる。

若し發動機に外部油ポンプがあればポンプ及び水管か
ら水の漏洩があるか否かを看守する。方向轉換車輪を
一廻轉せしめ、全體の方向轉換機構を検査する。

(ホ) 特に自動車が修繕倉庫から戻つたばかりの時に此
検査が必要である。

(ヘ) ガレージに戻るとガソリンを充して自動車の種類
に應じて(例へばドッヂ、フォードの如き)下記に示
す如き毎日の注意をする。

冬期の如き氣候寒烈なる時は冷却裝置から水を全部排
出せしめる。

第二表

ドッヂ、自動車

毎日の注意事項

(イ) 油準計棒を検査し、棒の頂上を水套の二分の一イ
ンチ内に上げる爲に氣筒油を増す。

油は棒の頂上が下部鑄鐵部分の二分の一インチ内にな
るやうに低く下降してはならない。

(ロ) 下記のグリース盃を廻し必要の場合にグリースを
充す。

- 1 嚙合子弛めグリース盃
- 2 発動機扇風機
- 3 方向轉換締め付棒
- 4 發條ボルト
- 5 方向轉換輪
- 6 方向轉換鏈條

(ハ) 給水ポンプグリース盃を廻し各百マイル毎にグリ

ースを充す。

(ニ) タイヤを検査し適當に膨脹して居るか否かを調べる。

毎週の注意

(イ) グリース盃の検査

1 方向轉換鏈條を看守

2 桟を取り外し、自由接手蓋を見る。

(ロ) 氣笛油充し

1 後方發條座と油盃を看守する。

2 方向轉換關節ボルト油盃を看守する。

(ハ) 氣笛油の數滴を次のやうに注入する。

1 方向轉換車輪油孔

2 制動均整器釣ビン

3 全部の制動牽き棒と繼鐵釣ビン

4 制動運轉軸油差し

5 手動ブレーキ柄及びボタン

6 加速機踏子軸腕金

7 電火及び節氣棒球及び承金接手

8 制動機踏子

9 嘴合子踏子軸油孔

(ニ) 發動機廻轉齒車、車體、を完全に掃除し、過量の

油 グリース等を綿密に取去る。

(ホ) 比重計により蓄電池列の各電池毎に比重を調査する。

若し比重が1.200以下なれば電池の看守調節を要す。

電池試験後溶液が極板上二分の一インチ以上になるまで蒸溜水を充す。

(ヘ) 發動機を検査する。

1 電線接續を看守し

2 電火栓を取り外し掃除し且つ調整する。

3 配電器板を掃除し二百五十二マイル以上運轉の後配電器軌道に非常に少量のワゼリンを入れる。

4 發動機の運轉中給水ポンプの外套及びグリース盃等を調査し漏洩なきやう注意する。發動機運轉中弛んだ軸承又は高音を發する整時機歯車を看守する。

5 油ポンプ、ケース、カバーが完全に取付けられて居るか、又真田打麻から油が洩れ出でないやうに注意する。

6 發動機の運轉中油量計が適當に記録するか否かを調べる。

7 發動機を手で廻し各氣笛の壓縮作用を試験する。若し壓縮作用が弱ければ其を補整する。

8 発動機が熱して居る間ペフトコックを通じて各氣筒
内に匙一杯のケロシン油を注ぎ、終夜其まゝにする

(ト) 冷却装置を検査する。

1 放熱器及びホースの漏洩を看守。
2 扇風機調帶が完全に且つ均等に廻轉するかを調べ。

3 放熱器内から水を去り再び清水を充す。

4 ガソリン線及び揮發機の漏洩を検査する。

1 後車軸から油がブレーキ帶の上に落下するか否かを
調べ。

2 前車輪の整列を調べ同時に後車輪との整列を圖る。

3 発條の動作を調べ。

4 タイヤの切斷、石、又は砂礫等の妨害物を調べる。

タイヤ、ゲージによつて空氣壓力を調べる。

5 其他必要と思ふ部分を調査する。

毎月の注意

1 百マイル毎に曲柄匡から油を排除し各パイプの掃除
をする。

曲柄匡の内部にある配油管の後端の排出栓を取り外し
ポンプの油管の接續を此パイプを通じて油を出し
掃除する。

二千マイル毎に曲柄匡の底部にある油瀧しを取り外

欠

用語集

- バッテリー……………電池列
✓バッテリー、コンネクション……………電池接続
バッテリー、イグニッション、システム電池點火装置
バッテリー、カーレント……………電池電流
バッテリー、チャージング……………電池充電
バッテリー、チスチヤージング……………電池放電
バイ、バス……………横道
バイ、プロダクト……………副産物
⑦ バランサー……………平衡機、均衡機
バーマネット、マグネット……………耐久磁鐵
バーンド、ガス……………燃焼ガス
バーニング、ガス……………同上
バツカード カー……………バツカード車
✓パワー、バランス、チャート……………出力平衡表
バンド……………束帶、帶
✓バインディング、ポスト……………電線取付點
✓バッターフライ、スロットル ヴァルブ蝶形節氣弇
✓ハイ、スピード、アジャストメント高速度調整
ハイ、スピード、ミックスチュア……………高速度混合氣
ハイ、スピード、スクリュー……………高速度螺子

欠

用語集

バツク、ファイアリング	逆點火、逆着火
パーティアル、ロード	部分負荷
パーティアル、ヴァキューム	部分真空
ハネコムフ、タイプ	蜂巣型
ペーマメント、マグネット	耐久磁氣
バラレル、サーキット	並列回線
バラレル、ライティング	並列點燈
バラレル、ランニング	並列運轉
バラレル、ウォールキング	同上
バラレル、ラベレーイング	同上
ハイドロメーター	比重計
ハイドロメーター、スケール	比重計目盛り
ハイドロメーター、リーディング	比重計読み
バイロット、ランプ	表示燈
ハイ、フレクーンシー	高周波
ハイ、フレクエンシー、カーレント	高周波電流
パワー、トランスミッション	動力傳導

(ニの部)

ニードル、バルブ	針弁
----------	----

(6)

用語集

ニュートラル、ポイント	中和點 中性點
ニューマチック、タイヤ	空氣入タイヤ
(木ボボの部)	
ホース パワー	馬力
ホールス、ショー、マグネット	馬蹄磁石、又は磁鐵
ボベット、バルブ	菌狀弁
ポート	門口
ポール	極、電極
ボディ	車體
ポジチーヴ	正又は陽
ポジチーヴ、エレクトリシティー	電氣
ポジチーヴ、ターミナル	陽極端子
ポジチーヴ、ワイヤ	陽極電線
ボットム、デット、センター	底部死點
ホリゾンタル、ライン	水平線
ホリゾンタル、シャフト	水平軸
ホリゾンタル、タイプ	水平型、橫型
ホワイト、カー	ホワイト車
ホールト、カー	ホールト車
ボイリング、ポイント	沸騰點

(7)

用語集

ボイリング、テスト	沸騰試験
ボール、ショ	極 蹄
ボール、ビース	極 片
ボール、ペアリング	球 入 軸 承
ボースレイン、インシュレーター	陶 器 碓 子
ボツシユ、マグネット	ボツシユ磁石發電機

(ヘの部)

ヘッド、ライト	頭 燈
ペアリング	軸 承

(トの部)

トランスミツション	傳導
トランスミツション、システム	傳導裝置
トランスミツション、メカニズム	傳導機構
トランスミツション、ギア	傳導噛合ひ裝置齒車
トランスミツション、ライン	動力輸送線
トランスミスター	送話器
ドライブ	驅走
ドライブアー	運轉手
トツブ、デツト、センター	頂上死點

(8)

用語集

ドツチ、カー	ドツヂ車
トランスフォマー	變壓器
○ ドレイン コツク	排水栓
トランス、フォーメーション、レシオ	變壓比
ドライ、セル	乾電池
ドライ、バツテリー	乾電池列
ドラム、タイプ、アーメチュア	太鼓形發電子
トランスミツション、シャフト	傳導軸

(チの部)

○ チエツト	噴霧器
チストリフューター	配電
チスチヤーチング	放電
チスコンテクション	切斷
チスコンネケツト、ワイヤ	獨立電線
チユーアル、イグニション	二元點火
チユブレツクス、マグネット	二重磁石發電機
チヤンブ、スパーク	飛躍電火
チヨーク、コイル	塞流線輪
チヨーキング、コイル	同上
チヤーチング、インヂケーター	充電計

(9)

用語集

チュブレツクス、イグニツション

システム 二重點火装置

チュアル、インタラプター 二元断流子
(リの部)

リング、アーメチュア 環状發電子

リード、アクスル 後車軸

リード、ホイール 後車輪

リード 進み

リード、スプリング 後方發條

リレー 繼電器

リターデーション 遅電火

リターデーション、ポジション 遅點火

リーケージ、カーレント 漏洩電流

リード 引込み線

リーディング、ワイヤ 同上

リューフリケーション 注油

リューフリカント 注油器装置

リューフリケーター 同上

リスト、レジスタンス 最小抵抗

リスト、カーレント 最小電流

用語集

リスト、ウォルテージ 最小電壓

リング、トランスフォーマー 環狀變壓器
(ルの部)

ルーズ 弛緩

ルーズ、カツプリング 弛緩聯結

(オヲの部)

オーキジアリー、エイヤ、インテーク補助空氣取入口

オーキジアリー、ヴァルヴ 補助弁

オキジアリー、エイヤ 補助空氣

オイル、タンク 油槽

オイリング 注油裝置

オイラ 注油器

オイル、レヴエル 油面、油準面

オイル、インチン 石油發動機

オルタネーティング、カーレント 交流流

オルタネーター 交流機

オルタネーティング、カーレント

モーター 交流電動機

オルタネーティング、カーレント

ゼネレーター 交流發電機

用語集

- オートモビル 自動車
 オートマチック スイッチ 自動開閉器
 オートマチック サーキット、
 フリーカー 自動回線遮断器
 オートマチック、カット、アウト 自動遮断器(安全器)
 オペレーター 運轉手
 オープニング 開き口
 オーヴァー、ロード 過負荷
 オーヴァー、ヒート 過熱
 オーヴァー、ヒーティング 同上
 オーヴァー、ランニング 過度運轉
 オーヴアフロー 過流
 オープン、サーキット 開電路
 オイル、ガード 油除け
 オーキジアリー、エイヤ
 カービュレーター 補助空氣揮發機
 オイル、ストレーナー 油濾し
 オイル、ウエル 油槽
 オイル、レザーヴァー 貯油槽
 オートマチック、エイヤ、バルブ 自動空氣弁

用語集

- オーヴァー、フロー、チューフ 過流管
 オーム (原語を用ひ抵抗の
 単位)
 オープン、サーキット、タイマー 開電路整時機
 オートマチック、スパーク
 アドヴァンス 自動電火早生器
 オートマチック、アドヴァンス
 メカニズム 自動早電火機構
 (ワの部)
 ワット 力の單位
 ワット、アワー ワット時
 ワット、メーター 電力計
 ワットアワー、メーター (原語)
 ワットレス、カーレント 無效電流
 ワイヤ 電線
 ワイヤリング 接線
 ワイヤ、ゲージ 針金差線號
 ワイヤリング、ダイヤグラム 電線接續圖
 ワイヤリング、メリツド 結線法
 ワイヤレス、テレグラフィー 無線電信

用語集

ワイヤレス、テレフォニー	無線電話
ワインディング	捲線
ワインディング、メリット	捲線法
ワインダー	電線機
ワイヤ、ホイール	鋼線車輪
(カの部)	
ガス	瓦斯(又は氣體)
ガスインヂン	瓦斯發動機
ガリリン	ガソリン油
ガリリン、インヂン	ガソリン發動機
カ=ビュレ=ター	揮發機
カム	歪輪又は如意輪
カム、シャフト	歪輪軸
カー	車(自動車)
カットアウト	安全器 (切換スキッチ)
ガス、インレット	ガス取入口
ガバナー	調速機
ガルヴァノメーター	電流計
カウンター、エレクトロモ=チヴ、フォース逆起電力	

(14)

用語集

カウンター、カーレシト	逆流、逆電流
カウンター、クロツクワイズ、	
ダイレクション	反時針方向
○ カウンター、シャフト	間軸
○ カウンター、バランス	平衡、均衡
カウンター、ウエイト	平衡錘
カウンター、バランシング	平衡法
カーボン	炭素
カーボン、フラツシユ	炭素刷子
カーボン、アツキユムレー=ション	炭素附着
カーボン、ホルダー	炭素支持器
カービュレー=ション	揮發作用
ガリリン、ヴエーボア	ガソリン蒸氣
ガリリン、サツブライ	ガソリン給油
ガリリン、インテーク	ガソリン取入口
ガリリン、サツブライ、ヴァルヴ	ガソリン給養弁
ガリリン、レヴエル	ガソリン油面
カーレント、エレクトシチ=	動電氣
(ヨの部)	
○ ヨーク	繼鐵

(15)

用語集

(タの部)

- ダツシユ、ボツト……………塵除板(制動壺)
タンク……………槽、タンク
タイミング……………整時
タイマー……………整時機
ダウンワード、ストローク……………下行衝程
ダイレクト、ラディエーション……………直接冷却
ターミナル……………端子
ダフルイグニツヨンシステム……………二重點火装置
ダイヤマグネチズム……………逆磁氣體
ダイヤマグネチツク、サフスタンス……………逆磁性體

(レの部)

- レジスタンス……………抵抗
レジスタンス、コイル……………抵抗線
レオstattト……………抵抗器
レヴオルーション……………迴轉
レヴオルーション、メーター……………迴轉計
レヴオルーション、バー、セカンド毎秒……………迴轉
レヴオルーション、バー、ミユコツ毎分……………迴轉
レヴオルヴィング、タイプ……………迴轉型

(16)

用語集

レヴオルヴィング、タイプ、

- アーメチユア……………迴轉型發電子
レヴオルヴィング、フ井ールド、タイプ……………迴轉磁界型
レート、オフ、チャーチング……………充電率
レート、オフ、フレーム、

- プロバーゲーション……………火焰傳播率
レスガス、ダイレクション……………加工氣方向、ガス節減方向

- レギュレーター……………調整器
レギュレーティング、スクリュー……………調整螺子
レヴァーシブル、ギア……………逆回齒輪
レヴァース、ダイレクション……………逆方向

(ソの部)

- ソース……………電源
リルダーリング……………ハンダ付
リルノイド、マグネット……………線輪筒磁鐵
リルノイド、タイプ……………線輪筒型
リルノイド、マグネチツク、フ井ールド線輪筒磁界

(ツの部)

- ツー、サイクル……………二サイクル

(17)

用語集

- ツー、サイクル、インヂン……二サイクル發動機
 ツー、ポート、タイプ……二氣門型
 ツー、ホイール、トラクター……二輪式貨物自動車
 ツウー、シリンダー、
 モーター、サイクル……二サイクル自動自轉車

(ネの部)

- ネガチーヴ……………負陰
 ネガチーヴ、ポール……………負極
 ネガチーヴ、エレクトリシチー……陰電氣
 ネガチーヴ、ターミナル……………陰極端子
 タガチーヴ、ワイヤ……………負極電線

(ナの部)

- ナット……………母螺子
 ナンバー、ワン、ピストン……第一號唧子
 ナンバー、ツー、ピストン……第二號唧子
 ナンバー、スリー、ピストン……第三號唧子
 ナンバー、フォーアー、ピストン……第四號唧子
 ナツシユ、カー……………ナツシユ車
 ナチュラル、
 サーキュレーション……自然循環

(18)

用語集

- (ラの部)
 ラディエーター……………放熱器、冷却器
 ラツブ、ワインディング……………重ネ捲
 ラディエーター、キヤツブ……………放熱器帽
 ホラディエーター、アウトレット、パイプ放熱器排水管
 ホラディエーター、インレット、パイプ放熱器導水管
 ラミネートツド、シート、アイアン成層薄鐵板
 ラミネートツドアーマチュア、コア成層發電子心
 ホライチング、システム……………點燈裝置
 ランニング、ギア……………運轉噛み合裝置

(ウの部)

- ホウラター、ジャケツト……………水套
 ホウラター、タイト……………耐水
 ホウラター、クーリング……………水冷却
 ホウラター、クーリング、システム……水冷却裝置

(ヴの部)

- ヴアルヴ……………弁
 ヴアルヴ、キヤツブ……………弁帽
 ホヴアルヴ、メカニズム……………弁機構
 ヴアルヴ、シート……………弁座

(19)

用語集

ヴォルト	電 壓 の 単 位
ヴォルト、メーター	電 壓 計
ヴォルテージ	電 壓
ヴァイフレーター	振 動 子
ヴァイフレーティング、コイル	振 動 線 輪
ヴァーチカル、インヂン	垂 直 型 発 動 機
ヴァーチカル、シャフト	垂 直 車 軸
ヴァライエール、スピード	加 減 速 度
ヴァライエール、インチンスピード	加 減 発 動 機 速 度
ヴエンチュリー、チューブ	ヴエンチュリー管
ヴェジテール、オイル	植 物 性 油
ヴァイフレーティング、 インダクション、コイル	振 動 誘 導 線 輪
(ノの部)	
ノールス、ボール	北 極
ノツヅル	噴 霧 嘴
ノンコンダクター	不 導 體
ノンコンバツシアル、ミツクスチュア	不 燃 性 混 合 気
ノツヅル、ニードル	噴 霧 嘴 針
ノンマグネチツク	非 磁 気 の

(20)

用語集

(ケの部)	
クランク	曲 柄 (又は曲 肢 又は箇柄)
クランク、ケース	曲 柄 箱
クランク、シャフト	曲 柄 軸
クランク、アーム	曲柄腕(又は曲柄臂)
クランク、ビン	曲 柄 ピ ン
クーリング、システム	冷 却 装 置
クーリング、ポンプ	冷 却 ポ ン プ
クラツチ	嚙 合 子
クラツチ、ペタル	嚙 合 子 踏 子
クリアランス	箇 隙、間 隙
グラウンド	接 地
クーリング、ロツス	冷 却 損 失
クーリング、サーフェース	冷 却 面
クロースド、コイル	閉 輪
クロースド、サーキット	閉 電 路
クオードラント	四 分 圓
クランク、ビン、ベヤリング	曲 柄 ピ ン 軸 承
クロースド、マグネチツク、サーキット	磁 気 閉 路

(21)

用語集

クロースト、サーキット、タイマー 閉電路整時機
グラウンド、デテクター 漏電計

(マの部)

マグネット 磁石、磁鐵
マグネチズム 磁氣、磁性
マグネット、ワイヤ 磁鐵
マグネット、コイル 磁鐵線輪
マグネット 磁石發電機
マイカ 雲母
マスター、コントローラー 親制御器
マスター、ヴァイブレーター 親振動子
ミニフォルド 多岐管
マルチ、ジエット、タイプ 複式噴霧嘴型
マグネット、フィールド 磁場、磁界
マグネット、サーキット 磁氣回線
マグネット、フォース 磁力
マグネット、ライン、オフ、フォース 磁力
マグネット、サフスタンス 磁性體
マグネット、リークエージ 磁氣漏洩
マンガニース、ヂーオキサイド ニ酸化溌倦

(22)

用語集

マグネット、イグニツション、システム磁石發電機點火裝置
マニュアル、エンド、オートマチック、スパーク、

アドバンス 手動及び自動電火早生器
マキシマム、ヴァリュ 最高(最大)值
マキシマム、カーレント 最大電流
マキシマム、ヴォルテージ 最大電壓
マキシマム、レジスタンス 最大抵抗
マグネット、インターラプター 磁石發電 断流子
マツフラー 静音機

(ケの部)

ケミカル、アクション 化學作用
ケミカル、エンジ 同上
ケミカル、ミーンス 化學裝置
ケミカル、アツバラタス 同上
ケミカル、デヴァイス 同上
ケーブル 電纜
ケーブル、コンネクション 電纜接続

(フの部)

フロート 浮子
フロート、チエンバー 浮子室

(23)

用語集

- ✓ フロート、フィード、システム 浮子給養式
- ✓ フロート、タイプ 浮子型
- ✓ フリクション、ロス 摩擦損失
- フリー、エンド 遊離端
- フレーキ 制動
- フロント、ホイール 前車輪
- フロント、グラス 前硝子
- フロント、スプリング 前方發條
- フォア、シリンダー、インテン 四氣筒發動機
- プライマリー、カーレント 一次電流
- プライマリー、コイル 一次線圈
- プライマリー、サーキット 一次回線
- プライマリー、ワインディング 一次捲線
- ファイヤリング 點火
- ファイリング、オーダー 點火順序
- フル、プレツシュア 全壓力
- ✓ フール、リタード 全遲火
- フル、アドヴァンス 全早火
- フォード、カー フォード自動車(又はフォード車)

(24)

用語集

- ブレリミナリー、テスト 豫備試験
- ファウスト、レヴォルーション 第一迴轉
- ファン 扇風機、送風機
- ファン、ベルト 扇風機調帶
- ✓ フィダー 給水又は給油器
- フィダー、ネック 給水又は給油頸
- フォースド、クリーニング、システム 壓力冷却裝置
- フォースド、リユーフリケーション 壓力注油
- フライ、ホイール 飛輪、節動輪、調速輪
- フラツシユ 電刷子、刷子
- フラツシユ、リフティング、デヴァイス刷子上昇器
- フラツシユ、ホルダー 刷子支持器
- フレーム 枠、機體、機骨
- フェルト、ワツシャー 膜製座金
- フラツシユ、ポイント 引火點
- フォースド、フヰード 壓力給養、押込給油
- フォース、クーリング、システム 壓力冷却裝置
- フル、フォースド、フヰード 全壓力給油
- プラグ 桿
- フューズ 可鎔片(安全器片)

(25)

用語集

フォーア、ユニット、コイル、システム四単位	線輪 装置
フラツクス	磁 東
フラツクス、デンシチー	磁 東 密 度
フラツクス、ヴァリエーション	磁 束 變 化
フル、エリプチカル、スプリング	全 櫃 圓 形 發 條
プラットフォーム、スプリング	昇 降 臺 發 條
(コの部)	
コンバツション	燃 燒 室
コンバツション、チエンバー	燃 燒 室
コンバツション、スペース	同 上
コンネクチング、ロッド	連 接 桿
コントローラー	制 离 器
コンミユーター	整 流 子 又 是 器
コンミユーター、セグメント	整 流 子 接 片
✓ コンタクト、ポイント	按 觸 點
✓ コンタクト、フリー-カー	接 觸 遮 斷 器
コーラ	心 又 是 鐵 心
コンネクション	接 線
コンプレツション	壓 缩
コンプレクション、ストローク	壓 缩 行 程

(26)

用語集

コンプレツスト、エイヤ	壓 缩 空 氣
コンダクタ	導 體
コイル	線 輪
コイル、タイプ	線 輪 型
コンパウンド、タイプ	複捲式 又 是 型
コンパウンド、インジン	複 式 發 動 機
コンミユーター、フラツシユ	整 流 器 刷 子
コンデンサー	蓄 電 器
コンデンサー、ブレート	蓄 電 器 極 板
コツバー、ワイヤ	銅 線
コツバー、バツタン	銅 鈎
コツバー、ブレート	銅 板
コツバー、エレクトロード	銅 極
コレクター、リング	聚 電 子 環
コンベンセーター	補 整 子
コンベンセーチング、タンク	補 整 タンク
コンパウンド、ジェット	複 式 噴 霧 口
コンパウンド、ダイナモ	複捲 發 電 機
コンスタンド、フロー、ノツヅル	定 流 噴 霧 嘴
コンスタンド、ヴォルテージ	定 壓

(27)

用語集

コンスタント、プレツシュア	定	壓
コンスタント、スピード	定	速 機
コンセントリツク、フロート	同	心 浮 子
コルク、フロート	キルク	浮 子
コンチニアス、カーレント	直	流
コンチニアス、カーレント、モーター	直	流 電 動 機
コンチニアス、カーレント、		
ジエネレーター	直	流 發 電 度
ゴールド、リーフ、エレクトロスコープ	金 箔	驗 電 器
(エ ジ ホ の 部)		
エツキスパンション、ガス	膨 脹	ガ ス
エツクスプロシヴ、ガス	爆 發	ガ ス
エキゾースト、ガス	排 出	ガ ス
エキゾースト、スチーム	排氣、又は排出蒸氣	
エキゾースト、ヴァルヴ	排 氣	弁
エレクトリシチー	電	氣
エレクトリツク	電 氣 の、電 氣 的	
エレクトリツク、イグニツション	電 氣 點 火、電 火	
エレクトリラク、スパーク	電	火
エレクトリツク、スパーク、プラグ	電	火 桿

(28)

用語集

エレクトロモーチヴ、フォース	起	電 力
エレクトロパワー		電 力
エツキスターナル、サーキット	外 部 同	線
エイト、シリンダー、インテン	八 氣 管 發 動 機	
エイヤ、クーリング	定 氣 冷 却	
エイヤ、クーリング、システム	定 氣 冷 却 裝 置	
エイヤ、クールド、システム	空 氣 冷 却 裝 置	
エイヤ、クーラー	同 上	
エイヤ、クールド、シリンダー	空 氣 冷 却 氣 管	
エイヤ、プレツシュア	氣 壓	
エマーチエンシー、ヴァルヴ	應 急 弁 豫 備 弁	
エンド、ブレート	端 板	
エツディ、カーレント	渦 流	
エイヤ、クールド、インテン	氣 冷 式 發 動 機	
エイヤ、フリーダー	排 氣 裝 置	
エキセントリツク、フロート、		
エチンバー	偏 心 浮 子 室	
エイヤ サツプライ	給 氣、空 氣 の 供 紿	
エイヤ、パツセージ	通 氣 口、又は空 氣 道	
エレクトロマグネヂズム	電 磁 氣	

(29)

用語集

エレクトロマグネット	電 磁 鐵
エイヤ、ギヤツブ	空 隙
エレクトリック、プレツシユア	電 壓
エレクトロライト	電 解 液
エレクトロ、マグネチック、	
インダクション	電 磁 氣 誘 導
(テ の 部)	
テンポラリー、マグネット	時 磁 鐵
テンポラリー、マグネチズム	一 時 磁 氣
デット、センター	死 點
デット、ポジション	死 點
デット、ポイント	死 點
テンペレチュア、ライス	溫 度 上 昇
テル、テール	信 號 裝 置
デフェレンシャル	差 動
デフェレンシャル、システム	差 動 裝 置
デフェレンシャル、ギア	差動噛み合裝置
(ア の 部)	
アツクセソリース	附 屬 品
アクセレレーター	加 速 機

(30)

用語集

アウトワード、ストローク	外 行 衡 程
アウトワード、モーション	外 行 運 動
アース	接 地
アース、ブレート	地中板、接 地 板
アース、カーレント	地中電流、接 地 電 流
アース、レターン、ワイヤ	接 地 歸 線
アンペヤ	原語(電流の強さの 単位)
アンペレージ	同 上
アンペヤ、メーター	電 流 計
アンメーター	同 上
アンペヤ、アワー	アンペヤ 時
アンペヤ、アワー、メーター	アンペヤ 時 計
アドヴァンス	早 火
アドヴァンス、プラグ	早 火 桜
アドヴァンス、イグニツション	早 點 火
アトモスフェリック、プレツシユア	氣 壓、大 氣 壓 力
アトモスフェリック、	
エレクトリシティー	空 中 電 氣
アドジャストメント	調 整、加 減

(31)

用語集

アーク、アーキング	電弧
アイドリング、デヴァイス	弛緩装置
アイドリング、ミックスチュア	遊び混合氣
アジャステイング、スクリュー	調整螺子
アジャステイング、ナット	調整母螺子
アイドリング、ジェット	遊び噴霧
アイドリング、チューブ	遊び管
アニマル、オイル	動物油
アジャスチング、ニードル	調整針
アイドル、アジャスチング、ヘッド	弛緩調整頭
アツトラクチーヴ、フォース	吸引力
アツトラクチーヴ、パワー	同上
アーマチュア、コア、ネック	發電子心頸
アクスル	車軸
アンチフリクション、ペヤリング	減摩擦軸承
(サ の 部)	
サクション、ストローク	吸氣（吸入）衝程
サーキット	回線、電路
サーキット、フリーカー	回線遮斷器
サイクル	循環（又は原語）

(32)

用語集

サイレント、チエーン	無音鎖
サイレンサー	靜音機（又は装置）
サウス、ボール	南極
サーキュレーション、ポンプ	循環ポンプ
サーモスターーチツク、コントラル	整熱法
サーモスターーチツク、デヴァイス	整熱裝置
サーキュレーション	循環作用
サーモスターーチツク、コントロルド、	
クーリング、システム	整熱制御裝置
サーモスタット、レギュレーター	制熱調整器
サチュレーティト、コイル	飽和線輪
(キ の 部)	
キロワット	(一ワット原語)
キヤンドル、パワー	燭光
キーパー	保磁子
ギアリング	噛み合裝置
ギア、シフト、メカニズム	齒車ズラシ機構
ギア、シフト、レバーアー	齒車ズラシ柄
(ユ の 部)	
ユニット	單位

(33)

用語集

ユニバーサル、ジョイント	自由接手
ユー、チューフ	U(ユー)字管
ユー、シエーブト、チューフ	同上
(メの部)	
メカニズム	機構
メカニカル、バランス	機械的平衡
メカニカル、インヂニア	機械技師
メカニカル	機械的
メカニカル、デフェクト	機械的缺點
メーター	メートル、計量器、 計器
メタル	金属(砲金)
メタリック、サーキット	金属回線
メイン、クランク、シャフト	主幹曲柄軸
メイン、ジェット	主幹噴霧嘴
(ミの部)	
ミックスチング	混合
ミシクリング、チエンバー	混合室
ミス、レアイヤ	失點
ミュチュアル、インダクション	双互誘導

(34)

用語集

ミネラル、オイル	鐵油
ミュチュアル、アツトラクション	相互吸引
ミュチュアル、レベルション	相互反撥
ミュマム、ヴァリュ	最低(最少)值
ミュマム、カーレント	最小電流
ミュマム、ヴォルテージ	最少電壓
ミュマム、レジスタンス	最少抵抗
(シの部)	
シリンドー	氣笛
シリンドー、カバー	氣笛匡
シヤーシー	車臺
シリーズ、ワインディグン	直列捲線
シリーズ、モーター	直捲電動機
シリーズ、コンネクション	直列接續
シリーズ、バラレル	直列並列
シリーズ、フ井ールド	直捲磁界
シャント	分捲
シャント、モーター	分捲電動機
シャント、ダイナモ	分捲電動機
シャント、フ井ールド	分捲磁界

(35)

用語集

ジンクブレート	亞鉛板
シャフト	車軸
シツクス、シリンドー	六氣笛
シツクス、シリンドー、インヂン	六氣笛發動機
シリンドー、ジャケツト	氣笛套
シリンドー、オイル	氣笛油
シリンドー、ヘッド	氣笛頭
シリンドー、インレット、 コンネクション	氣笛吸氣接續
シリンドー、アウトレット、ホース	氣笛排氣ホース
シャツトル、タイプ	接型
シャツトル、タイプ、アーマチュア	接型發電子
ショート、サーキット	短絡回線
ショート	短絡
シンクロナウス、スピード	同期速度
シンクロナウス、モーター	同期速度電動機
シリンドー、ウォール	氣笛壁
シリンドー、ジャケツト	氣笛套
シリーズ、サーキット	直列回線
シリーズ、ライティング	直列點燈

(36)

用語集

シリーズ、コンネクション	直列接續
ジャムブ、スパーク、システム	飛躍電火裝置
(ヒの部)	
ピストン	原語(又は啓子)
ピストン、ロッド	啓子桿
ヒーティング、サーフェース	傳熱面積
ヒーティング、デヴァイス	加熱裝置
ピストン、ウラール	ピストン壁
ヒーティング、サーフェース	傳熱面積
ヒーター	加熱器
(モの部)	
モーター	電動機、原動機
モーター、ゼネレーター	電動發電機
モーター、ウォルテージ	電動機電壓
モチヴ、パワー	原動力
モーヴアー	原動機
モーター、ドライブン	電動式
モーター、カー	自動車
モーター、バイシクル	自動自轉車
モーター、ボート	自動艇

(37)

用語集

モーター、プロペルド、ヴエハイクル自	動車
モーター、ヴエハイクル	同上
モーター、サイクル	自動自轉車
モメンタリー、カーレント	瞬時電流
モメンタム	動量、運動量
モルキュラー、セオリー、オフ、 マグネチズム	微分子磁氣說(第八 十六圖參照)
モーター、トラック	貨物自動車
(セの部)	
セコンダリー	二次
セコンダリー、カーレント	二次電流
セコンダリー、サーキット	二次回線
セコンダリー、ワインディング	二次捲線
セコンダリー、サイド	二次側
セルフ、インダクション	自己誘導
セルフ、スター	自動始動機
センド、レヴォルーション	第二迴轉
セントリフュガル、フォース	離心力
セントリフュガル、バンプ	離心ポンプ

(38)

用語集

セクション、スヰツチ	區割開閉器
セクター、セグメント	扇形接觸片
セチメント	沈澱物
セミ、インクロード、タイプ	半密閉型
セミ、エリプチカル、スプリング	半橢圓形發條 (スの部)
スロー、スピード	低速度
スロー、スピード、インヂン	低速度發動機
スロットル、バルブ	節氣倉
ステイアリングホワール	方向轉換車輪(又は機)
スリー、ステージ	三段
スピード、チエンジ、ギア	變速齒車
ステイアリング、レヴア	舵柄取
スプリング	發條
スヰツチ	開閉器
スピード、メーター	迴轉計
スピード、カウンター	同上
スターチング	起動
スターチング、システム	起動裝置
スター	起動機

(39)

用語集

- スター=チング、レオスター=ト……起動抵抗器
 ステー=ショナリー、タイプ……据置型
 ステー=ショナリー、インヂン……固定發動機
 スクリュー、ドライヴア=……螺子廻し
 スリー、シリンドラー、インヂン……三氣笛發動機
 スリー、ボート、タイプ……三氣門型
 スペシフヰツク、グラフヰティ……比重
 ストレージ、バッテリー……蓄電池
 ストレージ、バッテリー、チャーチング蓄電池充電
 ストレージ、バッテリー、
 チスチヤーチング……蓄電池放電
 ✓スプール……絡管
 スパーク、ギャップ……電火空隙、火花空隙
 又は間隙
 ✓スパーク、ギャップ、アドチヤスター=電火空隙調節器
 ✓ステップ、アツブ……昇壓
 ✓ステップ、ダウン……降壓
 ステップ、アツブトランス、フォーマー=昇壓變壓器
 ステップ、ダウン、トランス、
 フォーマー……降壓變壓器

(40)

用語集

- ステータ=(又はステートル)……固定子
 スロットル……調節氣節氣
 スプラッシュ、システム……飛散裝置
 スプラッシュ、ブレート……飛散板
 スプレー、ノツヅル……噴霧嘴
 スロットル、レヴァー……調節氣柄
 ストップ、スクリュ……停止螺子
 スター=チング、システム……起動裝置
 スター=チツク、エレクトリシチ=……靜電氣
 スリップ、リング……滑り環
 スリー、クオ=ター、
 エリプチカル、スプリング……四分の三橢圓形發條

自動車工學用語集終

(41)

507-16

正。改
自動車取締規則

大 目

内務省令	自動車取締規則	(1)
警視廳令	自動車取締令施行細則	(13)
内務省令	道路取締令	(40)

改正自動車取締規則

内務省令
自動車取締令

省 令

内務省令第一號

自動車取締令左ノ通之ヲ定ム

大正八年一月十一日

内務大臣 床次竹二郎

自動車取締令

第一條 本令ニ於テ自動車ト稱スルハ原動機ヲ用キ軌條ニ依ラシテ運轉スル車輛ヲ謂フ

第二條 自動車ノ通行スル道路、區域又ハ時間ニ關スル制限ハ地方長官之ヲ定ム

第三條 自動車ノ最高速度ハ一時間十六哩トス但シ地方長官ハ道路、區域、時間又ハ自動

車ノ種類ヲ指定シテ之ニ異ナル速度ヲ定ムルコトヲ得

第四條 自動車ハ左ノ各號ノ構造裝置ヲ具備スルコトヲ要ス

一 輪ハ謹謨製ノモノタルヘキコト但シ貨車ニ在リテハ地方長官ノ定ムル所ニ依リ之ニ異ナルモノヲ用ウルコトヲ得

二 各獨立ニ作用スヘキ二箇以上ノ制動機ヲ備フヘキコト

三 變速機ヲ備ヘ且運轉手ノ踏易キ箇所ニ速度計ヲ備フヘキコト

四 蒸汽、瓦斯又ハ油其ノ他爆發性若ハ可燃性ノモノヲ容ルヘキ匱、管及氣笛並電氣裝置等ハ堅牢ニ作リ漏洩又ハ危險ノ虞ナキモノタルヘキコト

五 運轉ニ際シ甚シキ騒響ヲ發シ又ハ有臭若ハ有害ノ瓦斯若ハ煤煙ヲ多量ニ發散セナル構造タルヘキコト

六 車輛ノ總重量八百封度以上ノ自動車ハ短半徑ヲ以テ容易ニ方向ヲ轉シ及逆行シ得ヘキ裝置ヲ有スヘキコト

七 適當ナル音響器ヲ備フヘキコト

八 車輛ノ前面ニハ二箇以上、後面ニハ一箇以上ノ相當光力ヲ有スル燈火ヲ備ヘ後面燈火ハ運轉手ノ座席ヨリ消燈シ得サル様裝置スヘキコト

第五條 營業用又ハ自家用ノ爲自動車ヲ使用セムトスル者ハ主タル使用地ノ地方長官ニ願出テ其ノ検査ヲ受クヘシ

商品トシテ自動車ヲ所持スル者ハ自動車所在地ノ地方長官ノ検査ヲ受クルコトヲ得

検査ニ合格シタルトキハ検査ノ證明ヲ爲シ車輛番號ヲ指示ス

検査證明ノ爲検査證ヲ交付セラレタルトキハ車體内部ニ之ヲ標示スヘシ

第六條 自動車ノ主タル使用地ヲ變更シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨後ノ使用地ノ地方長官ニ届出テ更ニ車輛番號ノ指不ヲ受クヘシ

検査ニ合格シタル自動車ヲ讓受又ハ相續シタル者ハ其ノ旨主タル使用地（商品トシテ讓受又ハ相續シタルモノニ在リテハ其ノ所在地）ノ地方長官ニ届出ツヘシ其ノ主タル使用地（商品トシテ讓受又ハ相續シタルモノニ在リテハ其所在地）検査ヲ受ケタル地ト異ナルトキハ更ニ車輛番號ノ指不ヲ受クヘシ

第七條 自動車ノ構造裝置ニシテ左ノ各號ノ部分ヲ變更シタルトキハ更ニ地方長官ノ検査ヲ受クヘシ

- 一 原動機
- 二 爆發性若ハ可燃性ノモノヲ容ルヘキ匱、管
- 三 氣笛及曲柄
- 四 制動機、變速機及換向機
- 五 電氣裝置（電路ヲ除ク）
- 六 車臺
- 七 車體

第八條 檢査ニ合格シタル自動車ニ非サレハ使用スルコトヲ得ス但シ地方長官ノ定ムル所ニ依リ検査又ハ試運轉若ハ運搬等ノ爲一時自動車ヲ使用スルハ此ノ限ニ在ラス

第九條 當該地方長官ハ定期又ハ臨時ニ自動車ノ検査ヲ行ヒ必要ト認メタルトキハ使用ノ禁止ヲ命スルコトヲ得

前項ニ依リ使用ノ禁止ヲ命セラレタルトキハ検査證ヲ返納シ其ノ他検査證明ノ取消ヲ受クヘシ

第十條 營業用又ハ自家用ノ爲自動車ヲ使用スル者ハ其ノ構造裝置ニ付危害ヲ防止スルニ必要ナル注_注ヲ爲スヘシ

第十一條 營業用又ハ自家用ノ爲自動車ヲ使用スル者其ノ使用ヲ廢止シタルトキハ地方長官ニ届出テ検査證ヲ返納シ其ノ他検査證明ノ取消ヲ受クヘシ

第十二條 自動車ニ依リ運輸ノ業ヲ營マムトスル者ニシテ一定ノ路線又ハ區間ニ據ルモノハ營業地ノ地方長官其ノ他ノモノハ營業所所在地ノ地方長官ニ願出テ其ノ免許ヲ受クヘシ

第十三條 前條ノ規定ニ依ル營業ノ免許ハ地方長官ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ讓受又ハ相續スルコトヲ得ス

第十四條 營業ヲ廢止シタルトキハ遲滞ナク地方長官ユ届出ツヘシ但シ一定ノ路線又ハ區間ニ據ルモノニ在リテハ廢止前營業地ノ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

第十五條 運轉手マラムトスル者ハ主タル就業地ノ地方長官ニ願出テ其ノ免許ヲ受クヘシ
免許ヲ與ヘタルトキハ免許證ヲ交付ス

運轉手免許證ハ甲乙ノ二種トシ甲種免許證ヲ有スル運轉手ハ各種ノ自動車ヲ運轉スルコ
トヲ得乙種免許證ヲ有スル運轉手ハ特定又ハ特種ノ自動車ニ非サレハ之ヲ運轉スルコト
ヲ得ス

運轉手免許ノ有效期間ハ五年トス

第十六條 運轉手ノ免許手試験ニ合格シ左ノ各號ノ一ニ該當セサル者ニ之ヲ與フ

一 十八歳未滿ノ者

二 精神病者、聾者、啞者又ハ盲者

三 其ノ他地方長官ニ於テ不適當ト認ムル者

運轉手ノ試験ハ地方長官ノ定ムル所ニ依リ自動軍ノ構造、取締規則及實地ノ技能ニ關シ
之ヲ行フ

第十七條 運轉手免許證ハ就業中之ヲ携帶スヘシ

第十八條 自動車検査證又ハ運轉手免許證ヲ滅失又ハ毀損シタルトキハ其ノ再交付ヲ地方
長官ニ願出ツヘシ

自動車ノ検査證明ヲ毀損シタルトキハ地方長官ニ届出テ更ニ其ノ證明ヲ受クベシ

第十九條 左ニ掲タル場合ニ於テハ運轉手ハ遲滯ナク免許證ヲ返納スヘシ

- 一 第二十七條ニ依リ免許ノ取消又ハ就業ヲ停止セラレタルトキ
- 二 免許ノ有效期間ヲ經過シタルトキ

運轉手死亡シ又ハ行衛不明ト爲リタルトキハ其ノ雇主、戸主又ハ家族ニ於テ前項ノ手續
ヲ爲スヘシ

第二十條 運轉手其ノ主タル就業地ヲ變更シタルトキハ五 内ニ免許證ノ寫ヲ添へ就業地
ノ地方長官ニ届出ツヘシ

第二十一條 前條ノ届出ヲ受ケタル場合ニ於テ當該地方長官必要ト認ムルトキハ第十六條

第二項ニ依リ試験ヲ行フコトヲ得

前項ノ試験ニ合格セサルトキハ其道府縣内ニ於ケル就業ヲ停止スルコトヲ得

第二二二條 運轉手ヲ雇入レタル者ハ五日内ニ免許證ノ寫ヲ添へ運轉手ノ氏名及住所ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

運轉手ヲ解雇シタル者ハ十日内ニ運轉手ノ氏名ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

第二十三條 車輛番號ハ車輛ノ前面及後面賭易キ箇所ニ標示スヘシ

後四車輛番號ハ夜間三十間ノ距離ニ於テ明瞭ニ認メ得ヘキ燈火ト以テ照射スヘシ

第二十四條 檢査證及車輛番號ハ他ノ車輛ニ使用スルコトヲ得ス

第二十五條 自動車ニ依リ人ヲ傷害シ又ハ物件ヲ損壊シタルトキハ運轉手ハ直ニ其ノ運轉ヲ停止スヘシ

前項ノ場合ニ於テ運轉手及其ノ他ノ從業員ハ被害者ノ救護其ノ他ニ付必要ナル應急ノ措置ヲ爲スヘシ但シ警察官吏在ルトキハ其ノ指示ニ従フヘシ

運轉手其ノ他ノ從業員ハ前項ノ措置ヲ了シ且各本人、雇主、自動車使用者ノ氏名住所（法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所仕他）及車輛番號ヲ警察官吏ニ申告シ、警察官吏在ラサルトキハ被害者若ハ其ノ同伴者ニ同一事項ヲ通告スルニ非サレハ自動車ノ運轉ヲ繼續ス

ルコトヲ得ス

前項後段ノ規定ニ従ヒ自動車ノ運轉ヲ爲シタルトキハ運轉手其ノ他ノ從業員ハ遲滯ナク前各項ノ事實ヲ警察官吏ニ申告スヘシ

乗用者ハ運轉手其ノ他ノ從業員カ前四項ノ措置ヲ爲スニ付之ヲ妨クルコトヲ得ス

第二十六條 地方長官ハ左ノ各號ノ一二該當スルトキハ第十二條ノ規定ニ依ル營業免許ヲ取消シ又ハ營業ヲ停止スルコトヲ得

一 正當ノ事由ナクシテ許可ノ日ヨリ百二十日以内ニ營業ヲ開始セサルトキ

二 營業ヲ繼續スルニ適セスト認メタルトキ

三 公安上危害ヲ生スルノ虞アリト認メタルトキ

四 營業免許ノ條件ニ違反シタルトキ

五 本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ

第二十七條 地方長官ハ左ノ各號ノ一二該當スルトキハ運轉手ノ免許ヲ取消シ又ハ其ノ就業ヲ停止スルコトヲ得

一 自動車ニ依リ人ヲ傷害シ又ハ物件ヲ損壊シタルトキ

二 第十六條第一項第二號又ハ第三號ニ該當スルニ至リタルトキ

三 本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ

第二十八條 第八條、第十二條、第十三條、第十五條第一項第二項、第二十五條ノ規定ニ違反シタル者、又ハ第九條第一項、第二十六條及第二十七條ニ基ク地方長官ノ處分ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金若ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二十九條 過失ニ因リ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第三十條 故意又ハ過失ニ因リ第五條第四項、第六條、第七條、第九條第二項、第十條、第十一條第十四條、第十七條、第十九條、第二十條、第二十二條乃至第二十四條ノ規定ニ又ハ第二條第二十一條第二項ニ基ク地方長官ノ命令若ハ處分ニ違反シ又ハ第三條及第三條ニ基キテ地方長官ノ定メタル速度ヲ超過シテ自動車ヲ運轉シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス地方長官ノ定メタル期日ニ自動車ノ検査ヲ受クルコトヲ怠リタル者亦同シ

第三十一條 營業用又ハ自家用自動車ノ使用者ニシテ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本

令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ其ノ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三十二條 法人ノ代表者其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ其ノ罰則ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ處罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

第三十三條 自動自轉車（サイドカー附ノモノヲ除ク）及オートベッドノ類ニ付テハ其ノ運轉者ニ對シ第三條、第二十五條及其ノ罰則ノ規定ヲ適用スルノ外本令ヲ適用セス
前項ノ外特種ノ自動車ニ付テハ地方長官ノ定ムル所ニ依リ第四條ノ規定ニ依ル構造装置ノ一部ヲ省略スルコトヲ得

第三十四條 本令工定ムモノノ外必要ナル事項ハ油方長官之ヲ定ム

附 則

第三十五條 本令ハ大正八年二月十五日ヨリ之ヲ施行ス

第三十六條 本令施行前ニ於テ自動車營業ノ免許ヲ受ケタル者ハ本令ニ依リ免許ヲ受ケタ

ルモノト看做ス

本令施行前ニ於テ自動車ノ検査又ハ運轉手ノ許ヲ受ケタル者ハ本令施行後東京府ニ在リテハ六箇月内ニ其ノ他ノ地方ニ在リテハ三箇月内ニ本令ニ依リ検査又ハ免許ヲ受クヘシ

前項ニ依リ運轉手ノ免許ヲ願出テタル者ニ對シテハ地方長官ハ第十六條第二項ノ規定ニ依ル試験ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトヲ得

第三十七條 東京府ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總監之ヲ行フ

内務 省令 自動車取締令 終

警視 應令 自動車取締令施行細則

警視應令第八號 警視應令

自動車取締令施行細則左ノ通定ム

大正八年二月十一日

警視總監 岡 喜七郎

警視應令第十九號

大正八年二月警視應令第八號自動車取締令施行細則中左ノ通改正ス

大正八年十一月十五日

警視總監 岡 喜七郎

警視應令第十七號

大正八年二月警視應令第八號自動車取締令施行細則中左ノ通改正ス

大正九年六月二十三日

自動車取締令施行細則

警視總監 岡 喜七郎

第一條 自動車取締令（以下單ニ取締令ト稱ス）並本令ニ依ル願届書ハ特ニ定メタルモノヲ除クノ外警視廳ニ提出スペシ

第二條 取締令並本令ニ依ル願届書ハ未成年者及禁治產者ニ在リテハ法定代理人、準禁治產者及妻ニ在リテハ保佐人又ハ夫ノ連署ヲ要ス但シ未成年ノ運轉手ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第三條 本令ニ依ル道路ノ幅員ハ歩車道ノ設ケアル道路ニアリテハ車道ノ幅員其ノ設ケナキ道路ニ在リテハ溝渠ヲ除キタル幅員ヲ謂フ

第三條ノ二 本令ニ於テ車庫ト稱スルハ自動車ヲ格納スル建物ヲ謂フ但シ商品ノ類ニシテ揮發石油ヲ貯有セサル車輛ヲ格納スルモノハ此限ニ在ラス

建物ノ一部ヲ前項ノ用途ニ供スルモノニ在リテハ壁、床ヲ以テ他ノ用途ニ供スル部分ト區割シタル部分ヲ車庫ト看做ス（大正九年六月二十三日改正追加）

第四條 自動車ハ市部ニ在リテハ幅員四間未満郡部アリテハ幅員三間未満ノ道路ヲ通行スヘカラス但シ車輛ノ長全十尺全幅五尺以内ノモノハ其全幅ノ三倍以上ノ幅員ノ道路ヲ通行

スルコトヲ得

警察官署又ハ警察官吏ノ承認ヲ得タル場合ハ前項ノ規定ニ拘ラス通行スルコトヲ得（大正九年六月二十三日改正）

第五條 自動車ノ速度ハ左ノ各號ノ制限ヲ超過スヘカラス

一 幅員六間未満ノ道路ニ在リテハ一時間十二哩以下タルヘキコト

二 幅員三間未満ノ道路ニアリテハ一時間八哩以下タルヘキコト（大正九年六月二十三日改正）

三 積載定量一噸ヲ超ユル貨車ハ幅員六間以上ノ道路ニシテ人家速擔ノ場所ヲ通行スル場合ニ在リテハ一時間十四哩以下タルヘキコト（大正九年六月二十三日改正）

四 前號ノ貨車ニシテ午前零時ヨリ日出迄ノ間ニ於テ人家連擔ノ場所ヲ通行スル場合ニ在リテハ一時間八哩以下タルヘキコト（大正九年六月二十三日改正追加）

第六條 自動車ノ構造裝置ニ關シテハ取締今第四條ニ依ルノ外左ノ制限ニ從フヘシ

一 車輛ハ全長十八尺二寸以内全幅七尺以内高サ地上ヨリ十尺以内タルヘキコト

二 昇降口ニハ堅牢ナル踏段ヲ設ケ且車體外へ突出セシメルコト
三 蒸汽力ヲ用フルモノニ在リテハ運轉手ノ踏易キ箇所ニ壓力計及水準計ヲ備フヘキコト

ト

四 音響器ハ軟調ノ嗽叭音ヲ發スルモノタルヘキコト

五 前面燈火ヲ車輛ノ左右兩端ニ之ヲ取附ケ前方十五間ノ距離ニ於テ地上四尺以下ヲ照

射スヘキ裝置タルヘキコト

六 後面燈火ハ車體ノ後部踏易キ箇所ニ之ヲ取附ケ車輛番號ヲ照射メヘキ方面ハ無色レ

ンズ後方ヲ照射スヘキ方面ハ赤色レンズヲ用ヒ其ノ他ハ光線ノ漏洩ヲ防クヘキ裝置タ

ラシムヘキコト

七 車室内ニハ適當ナル燈火ノ設備ヲ爲スヘキコト

八 營業用自動車ノ客座ハ一人ニ付幅員一尺二寸以上タルヘキコト

九 貨車ノ轍ハ許可ヲ受ケ謹謨製以外ノモノヲ使用スルコトヲ得

「サイドカー」附自動自轉車其ノ他之ニ類スル自動車ニシテ車輛ノ重量八百封庫全長九

(16)

尺全幅五尺五寸未満ノモノハ取締令第四條第二號第三號第八號及前項第二號第七號ニ定ムル所ノ設備ノ全部若ハ一部ヲ省略スルコトヲ得

第七條 雨雪泥濘ノ際ハ污水ノ放射ヲ防止スヘキ適當ナル裝置ヲ施スヘシ（大正八年十一月十五日改正但書削除）

第八條 取締令第五條ニ依リ自動車ノ検査ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ願出ツヘシ

一 出願者ノ住所、氏名、生年月日、（法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地及代表者ノ氏名）

二 車輛ノ種別、名稱及輛數

三 使用ノ別、（營業用ナルトキハ其ノ營業ノ種別）

四 車輛ノ寸法及重量

五 原動力ノ種類、名稱、原動機ノ式、氣笛ノ數及直徑

六 馬力

(17)

七 乗用車ニ在リテハ乗車定員、貨車ニ在リテハ積載定量

八 製造所及名製造年月

検査ニ合格シタルトキハ金屬製ノ検査票ヲ機關ノ一部ニ固著シテ之ヲ證明ス

第一項第三號ノ事項ヲ變更シタルトキハ五日以内ニ其ノ旨届出ツヘシ（大正八年十一月十五日改正）

第九條 自動車ノ車輛番號ハ車體ノ前後兩面ノ各中央部ニ之ヲ表示スヘシ但シ車輛ノ構造上之ニ依リ難キモノニ在リテハ特ニ許可ヲ受ケ其ノ表示位置ヲ變更シ若ハ前面番號ヲ省略スルコトヲ得

前項ノ車輛番號ハ左ノ寸法及雛形ニ從ヒ自家用車ニ在リテハ黒地ニ白色、營業用車ニ在リテハ白地ニ黒色ノ亞刺比亞數字ヲ以テ車體ニ之ヲ描クカ又ハ標板ニ之ヲ描キ車體ニ固著セシムヘシ

一 前面番號ノ文字ノ大サ四分、幅一寸八分（「1」ノ字ヲ除ク）高サ三寸、間隔六分

二 後面番號ハ文字ノ太サ 分、幅二寸（「1」ノ字ヲ除ク）高サ四寸、間隔八分

(18)

雛形
3.589
千位ニハ「コンマ」ヲ附スペシ

「サイドカー」附自動自轉車其ノ他之ニ類スル自動車ニシテ車輛ノ全長十尺全幅五尺以内ノモノニ在リテハ左ノ寸法ト爲スコトヲ得

一 前面番號ハ文字ノ太サ四分、幅一寸六分（「1」ノ字ヲ除ク）高サ二寸五分、間隔六分

二 後面番號ハ文字ノ太サ四分、幅一寸八分（「1」ノ字ヲ除ク）高サ三寸、間隔六分（大正八年十一月十五日及大正九年六月二十三日改正）

第九條ノ二 貨車ニハ其ノ積載定量ヲ車體ノ後部賭易キ所箇ニ標示スヘシ（大正九年六月二十三日改正追加）

第十條 取締令第六條第一項ニ依ル主タル使用地變更ノ届出ハ其車輛ノ番號及本令第八條

第一項各號ノ事項ヲ具シ五日以内ニ之ヲ爲シ且検査證明ノ引換ヲ求ムヘシ（大正八年十一月十五日改正第二項削除）

(19)

第十一條 取締令第六條第二項ニ依ル車輛承繼ノ届出ハ其ノ車輛番號及使用ノ別（營業用ナルトキハ其ノ營業ノ別）ヲ記シ五日以内ニ雙方連署ノ上（連署不能ノ場合ハ其ノ旨附記）之ヲ爲スヘシ

他ノ道府縣ニ於テ合格シタル車輛ヲ承繼シタル場合ノ届出ニ付テハ前條ノ規定ヲ準用ス（大正八年十一月十五日改正）

第十二條 取締令第十一條ニ依ル自動車使用廢止ノ届出ハ五日以内ニ之ヲ爲スヘシ
前項ノ届出ハ使用者死亡ノ場合ハ戸主又ハ家族、法人ニシテ解散シタル場合ハ清算人ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第十三條 自家用自動車ノ使用ニシテ其ノ住所、氏名ヲ變更シタルトキハ五日以内ニ其ノ旨届出ツヘシ

第十四條 自動車ノ検査ハ時日及場所ヲ指定シ呼出狀ヲ發スヘシ
前項ノ呼出ニ應シ指定ノ検査場ニ往復スル場合ニハ呼出狀ヲ携帶スヘシ

第十五條 試運轉其ノ他ノ目的ヲ以テ一時道路ニ於テ自動車ヲ使用セムトスルトキハ左ノ

事項ヲ具シ自動車所在地所轄警察官署ニ願出テ許可ヲ受ケ車輛ノ前後兩面各中央部ニ同署附與ノ標板ヲ掲示スヘシ

一 出願者ノ住所、氏名（法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地及代表者ノ氏名）
二 目的

三 運轉時間

四 運轉手ノ氏名

前項ノ標板ハ運轉終了後直ニ之ヲ返納スヘシ（大正八年十一月十五日改正）

第十六條 自動車使用者ハ毎年五月一日ヨリ九月三十日ニ至ル間ニ於テ指定ノ日時ニ車輛ノ検査ヲ受クヘシ

前項ノ検査ヲ受ケサル者ハ其ノ使用ヲ廢止シタルモノト看做シ検査證明ヲ取消スコトアルヘシ

第十七條 檢査ノ際ハ當該官吏ノ指示ニ從フヘシ

當該官吏ニ於テ必要ト認メタルトキハ機械器具ヲ分解スルコトアルヘシ

第十八條

取締令第十二條ニ依ル連輸業ヲ營マムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ願出ツヘシ

一 出願者ノ住所、氏名、生年月日（法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地、定款寫及代表者ノ氏名）

二 營業ノ種別

三 營業所所在地

四 道路ニ停車場ヲ設クルモノニ在リテハ其位置（使用區域ヲ明示シタル圖面添附ノコト）

五 乗客定員、貨車ニ在リテハ其ノ積載定量

六 貨錢額 貨車ニ在リテハ一貫日一哩ノ貨錢額ヲ單位トシテ記入ノコト

一定ノ路線又ハ區間ニ據ルモノニ在リテハ前項各號ノ外左ノ事項ヲ具備スルヲ要ス

一 營業線路又ハ區間（道路幅員ヲ記入シタル圖面添付ノコト）

二 停車場ノ位置（營業線路圖面ニ依リ其ノ位置ヲ明示スルコト）停車場ヲ設ケサルモノニ在リテハ其ノ之ニ代ルヘキ方法

三 使用車輛數及其ノ寸法、重量

四 運轉系統、營業時間及發車時間

第一項第二號第四號乃至第六號及第二項各號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ願出テ許可ヲ受クヘシ第一項第一號第三號ノ事項ヲ變更シタルトキハ五日以内ニノ旨届出ツヘシ（大正八年十一月十五日及大正九年六月二十三日改正）

第十九條 一定ノ路線又ハ區間ニ據ル營業線路ノ幅員ハ六間以上タルコトヲ要ス但シ土地ノ狀況又ハ車輛ノ構造ニ依リ此ノ制限ニ拘ラス許可シ又ハ許可セサルコトルヘシ

第二十條 一定ノ路線又ハ區間ニ據ル營業線路ニシテ危險豫防上必要アリト認メタルトキハ信號人ノ配置ヲ命シ又ハ線路ノ變更若ハ其ノ一部廢止ヲ命スルコトアルヘシ

第二十一條 一定ノ路線又ハ區間ニ據ル營業用客車ニハ一車毎ニ車掌運轉手各一名以上ヲ乗務セシムルヘシ但シ車輛ノ構造ニ依リ特ニ許可ヲ受ケ運轉手ヲシテ車掌ノ職務ヲ兼ネシムルコトヲ得

第二十二條 一定ノ路線又ハ區間ニ據ル營業用客車ニ在リテハ車掌運轉手ノ氏名札ヲ車内

賭易キ箇所ニ掲示スヘシ

第二十三條 一定ノ路線又ハ區間ニ據ル營業用自動車ノ車掌、運轉手、信號人ハ一定ノ服装ヲ爲サシムルコトヲ要ス其ノ服装ハ營業者ニ於テ之ヲ定メ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキハ亦同シ前項以外ノ營業用自動車ノ運轉手ノ服装ハ不體裁ナラサルモノタルコトヲ要ス

第二十三條ノ二 一定ノ路線又ハ區間ニ依ル營業者ニシテ全部又ハ一部ノ營業ヲ休止シタルトキハ三日以内ニ其ノ旨届出ツヘシ（大正八年十一月十五日改正追加）

第二十四條 自動車ノ借貸業ヲ營マムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ願出テ免許ヲ受クヘシ第三號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ第一號第二號ノ事項ヲ變更シタルトキハ五日以内ニ其ノ旨届出ツヘシ

一 出願者ノ住所、氏名、生年月日（法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地、定款寫及代表者ノ氏名）

二 營業所所在地

三 貸貸料

營業ヲ廢止シタルトキハ延滞ナク其ノ旨届出ツヘシ（大正八年十一月十五日改正）

第二十五條 前條ノ營業者ニシテ就業上不適當ト認メタルトキハ其ノ免許ヲ取消シ又ハ營業ヲ停止スルコトアルヘシ

第二十六條（大正八年十一月十五日改正削除）

第二十七條 營業者ハ名義ノ如何拘ラス定額以外ノ貨物ヲ請求シ又ハ請求セシムヘカラズ

第二十八條 取締令第十三條ニ依ル營業ノ承繼ヲ爲サムトスルトキハ雙方連署ノ上（連署不能ノ場合ハ其ノ旨附記）左ノ事項ヲ具シ願出ツヘシ

- 一 免許年月日（免許指令添附ノコト）
- 二 承繼車輛及其ノ番號

第二十九條 車庫ヲ設置セムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ願出テ許可ヲ受クベシ之ヲ增築、改築、變更又ハ大修繕セムトスルトキ亦同シ

- 一 出願者ノ住所、氏名、年齢（法人ニアリテハ其名稱、事務所所在地及代表者ノ氏名）

二 敷地ノ地名、番號

三 車庫ノ坪數、格納車輛ノ種類、輛數及消火器又ハ消火用砂ノ數量

四 落成期日

前項ノ願書ニハ左ノ圖面及書類ヲ添付スヘシ

一 敷地附近ノ平面略圖

三 建築物、揮發石油貯藏並取扱裝置其ノ他附屬設備ノ配置圖（縮尺百分一、二百分一又ハ三百分一トシ附近道路及其幅員ヲ記入スルコト）

四 同平面圖（縮尺五十分一又ハ百分一）

四 同主要部分ノ斷面圖（縮尺十分一、二十分一又ハ五十分一）

五 同仕様書

前項ノ外必要ト認ムル圖面及書類ヲ提出セシムルコトアルヘシ（大正九年六月二十三日改正）

第二十九條ノ二 車庫ノ工事落成シタルトキハ其ノ旨届出テ認可ヲ受クヘシ

和ハ壁車庫ハ前項ノ認可ヲ受クルニアラサレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス
車庫ヲ廢止シタルトキハ五日以内ニ共旨届出ツヘシ

車庫ヲ承繼シタルトキハ五日以内ニ双方連署ノ上其旨届出ツヘシ但シ連署シ能ハサルトキハ其事由ヲ附記スルコトヲ要ス（大正九年六月二十三日改正追加）

第二十九條ノ三 車庫ハ學校、病院、產院、劇場、活動寫眞興行場、觀物場、寄席、貸席觀工場等多衆ノ來集ヲ目的トスル建物内ニ之ヲ設置スルコトヲ得ス但シ耐火構造ニシテ當應ニ於テ支障ナシト認ムルトキハ此限ニ在ラス

車庫ハ火薬類貯藏所、同作業所、爆發性物品貯藏所、石油精製場其ノ他當應ニ於テ必要ト認ムル場所ニ對シ適當ノ距離ヲ保有セシムヘシ（大正九年六月二十三日改正追加）

第二十九條ノ四 車庫ノ構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ

一 三階以上ノ建物内ニ設クル車庫ノ壁、柱、天井及上階ノ床ハ「コンクリート」造、煉瓦造石造又ハ當應ニ於テ適當ト認ムル構造トナシ窓ハ鐵骨網内硝子造トナスヘキコト

二 前號ノ車庫ニシテ其建物ノ一部ヲ他ノ用途ニ供スルモノナルトキハ車庫ハト他ノ用

途ニ供スル部分トヲ區割スル壁、上階ノ床ニ窓、出入口其ノ他ノ開口ヲ設クヘカラサ
ルコト

三 二階又ハ平家建物内ニ設クル車庫ニシテ前二號ノ構造ニ依ラサルモノハ車庫内ニ面
スル壁及天井又ハ上階ノ床下端ヲ金屬下地ニ厚サ一寸以上ノ「コンクリート」塗又ハ
「セメントモルタル」塗ヲ施シタル構造ト爲スカ又ハ當廳ニ於テ之ト同一程度以上ノ防
火效力ヲ有スト認ムル構造トナスヘキコト但床面積三十坪以下ノ車庫ニシテ當廳ニ於
テ支障ナシト認ムルモノ又ハ建物ノ周圍ニ二十尺以上ノ道路其ノ他ノ空地ヲ保有スル
カ若クハ適當ナル防火壁ヲ設クルモノハ此ノ限ニ在ラス

四 床面積二百坪ヲ超過スル車庫ハ床面積二百坪以内毎ニ基礎ヨリ屋根上高サ二尺以上
ニ達スル「コンクリート」造、練瓦造又ハ當廳ニ於テ適當ト認ムル防火壁ヲ設クヘキコ
ト但屋根又ハ上階ノ床鐵筋「コンクリート」造ナルトキハ防火壁ハ屋上ニ突出セシム
ルヲ要ス

五 前號ノ防火壁ニ出入口ヲ設クルトキハ其ノ大サ八十平方尺以下トシ出入口幅員ノ總

長ノ四分ノ一以下トシ其兩側ニ自動防火戸ヲ設備スヘキコト、

六 車庫ニ階段又ハ昇降機ヲ設クルトキハ第一號又ハ第三號規定ノ壁ヲ以テ區割シ其出
入口ニシテ車庫内ニ面スルモノハ自閉防火戸ヲ備フヘキコト

七 建物ノ一部ヲ車庫トシテ使用スルモノハ他ノ用途ニ供スル部分ニ對シ車庫ヲ通過セ
スシテ容易ニ屋外ニ出ツルコトヲ得ヘキ階段、出入口ヲ設クヘキコト

八 車庫ハ壁ノ下部ニ適當ノ換氣設備ヲ設クヘキコト但シ其ノ構造ニシテ當廳ニ於テ換
氣十分ナリト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス

九 車庫ノ床ハ周圍地盤面ヨリ低下セス表面平滑ニシテ適當ノ勾配ヲ有スル「コンクリ
ート」造、石 其ノ他當廳ニ於テ適當ト認ムル構造ト爲シ一階床面下ニ地告其ノ他ノ穴
ヲ設クヘカラサルコト(大正九年六月二十三日改正追加)

第二十九條ノ五 車庫内ニ於ケル給油ハ安全車槽又ハ地下埋設鐵製油槽ニ連絡セル漏洩ノ
虞ナキ唧筒管ニ依ルヘシ

五十坪以上ノ車庫ニハ其附屬ノ地下埋設鐵製油槽ヲ設クヘシ

車庫内ニ於テハ車體ノ掃除ニ揮發石油ヲ使用スヘカラス（大正九年六月二十三日改正追加）

第二十九條ノ六 車庫内ニハ適當數量ノ消防器又ハ消防用砂ヲ備フヘシ（大正九年六月二十三日改正追加）

第二十九條ノ七 車庫内ニ於テハ安全ナル燈火ノ外火氣ヲ使用スヘカラス
車庫内ニ於テハ喫煙ヲ禁シ且賭易キ箇所ニ其旨標示スヘシ（大正九年六月二十三日改正追加）

第二十九條ノ八 車庫ニシテ交通上其ノ他公安ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ特別ノ構造、設備其ノ他ノ事項ヲ命シ又ハ其使用ヲ停止若クハ禁止スルコトアルヘシ（大正九年六月二十三日改正追加）

第三十條 取締令第十五條ニ依ル運轉手ノ願書ニハ左ノ事項ヲ取締令第二十條ニ依ル就業地變更ノ届書ニハ左ノ第一號及第三號ノ事項ヲ具備スルヲ要ス
一 本籍、住所、氏名、生年月日

二 履歴書及戸籍抄本

三 寫眞（手札形半身無臺紙）二枚

前項第一號ノ事項ニ變更ヲ生シタルトキハ五日以内ニ届出テ免許證ノ訂正ヲ受クヘシ
(大正八年十一月十五日改正)

第三十一條 運轉手ノ試験ハ日時及 所ヲ指定シ呼出狀ヲ發スヘシ

前項ノ呼出ニ應シ自動車ヲ運轉シテ指定ノ試験場ニ住復スル場合ハ呼出狀ヲ携帶スヘシ

第三十二條ノ二 運轉手ノ免許證ヲ受ケサル者ハ自動車ヲ運轉スルコトヲ得ス

第三十三條 車掌及信號人ハ滿十七歳以上ノ者タルコトヲ要ス

車掌ヲ雇入レムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ願出テ免許證ヲ受クヘシ第一號
ノ事項ニ變更ヲ生シタルトキハ五日以内ニ届出テ免許證ノ訂正ヲ受クヘシ

一 本人ノ本籍、住所、氏名、生年月日

二 本人ノ履歴書

車掌ニ對シテハ試験ヲ行フコトアルヘシ

免許證滅失又ハ毀損シタルトキハ其旨届出テ再交付ヲ受クヘシ

第三十四條 左ノ場合ニ於テハ雇主ハ五日以内ニ届出テ免許證ヲ返納スヘシ

一 車掌死亡シ又ハ行衛不明トナリタルトキ

二 車掌ヲ解雇シタルトキ

第三十五條 車掌ニシテ本令ニ違反シ又ハ就業上不適當ト認メタルトキハ免許證ヲ取消シ又ハ就業ヲ停止スルコトアルヘシ

前項ニ依リ免許ヲ取消サレ又ハ就業ヲ停止セラレタルトキハ雇主ハ遲滯ナク免許證ヲ返納スヘシ

第三十六條 取締令第十九條又ハ前條第二項ニ依リ就業停止ニ基キ返納シタル免許證ハ其ノ期間満了後ニ請求依リ再之ヲ交付スヘシ

第三十七條 車掌、運轉手ハ就業中左ノ事項ヲ遵守スヘン

- 一 免許證ヲ有セサル者ニ自己ノ職務ヲ委託スヘカラサルコト
- 二 服装ノ定メアル者ハ其ノ制服ヲ着用スヘキコト

三 警察官吏ノ求メアリタルトキハ免許證ヲ提示スヘキコト（大正八年十一月十五日改正）

四 酒氣ヲ帶ヒ又ハ喫煙スヘカラサルコト

五 警察官吏ニ於テ舉手其ノ他ノ方法ヲ以テ停車ヲ命シタルトキハ直ニ停車スヘキコト

六 夜間ハ制規ノ燈火ヲ點シ規定ノ光力ヲ保持セシムヘキコト但シ空車ノ場合又ハ幌車ニシテ幌ノ全部若ハ側面ヲ開放シタル場合ハ車室内燈火ヲ點セサルコトヲ得（大正八年十一月十五日改正但書追加）

七 老幼婦女乗降ノトキハ特ニ保護スヘキコト

八 公衆ニ對シ乗車ヲ勧誘シ又ハ定額以外ノ賃錢ヲ請求スヘカラサルコト

九 正當ノ理由ナクシテ發車又ハ乗車ヲ拒ムヘカラサルコト

十 定員外又ハ客席以外ニ乗車セシムヘカラサルコト但シ十歳未滿ノ者ハ一人ヲ以テ一

人ト看做シ三歳未滿ノ者ハ定員ニ算入セス（大正八年十一月十五日改正但書追加）

十一 乗客ノ昇降ヲ終リタル後ニ非サレハ發車スヘカラサルコト

十二 乗客ノ求メアリタルトキハ賃錢表ヲ提ボスヘキコト

運轉手ハ前項各號ノ外就業中左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 車輛ノ構造裝置ニ付危害ヲ防止スルニ必要ナル注意ヲ爲スヘキコト

二 一定ノ路線又ハ區域ニ擔ルモノニ在リテハ免許以外ノ區域ヲ通行スヘカラサルコト

三 消防機械進行ノ際ハ停車若ハ避讓シテ其ノ進路ヲ開クヘキコト

四 出火場其ノ他群集ノ場所ヲ通行スヘカラサルコト

五 安全地帶内ヲ通行スヘカラサルコト

六 本令第四條但書ニ依リ承認ヲ得タル道路、交通頻繁ノ場所、街角、橋上、坂路又ハ公園内ヲ通行シ若ハ道路ヲ横断スルトキハ絶エス音響器ヲ鳴ラシ徐行スヘキコト

(大正八年十一月十五日改正)

六ノ二 小學校ノ附近ニ於テ兒童ノ多數登校又ハ退校スルヲ認メタルトキハ特ニ徐行スヘキコト

七 街角右折ハ大廻リ左折ハ小廻リヲ爲スヘキコト

八 番人ノ配置ナキ鐵道又ハ專用軌道ノ踏切ヲ通過セムトスルトキハ危險ナキコトヲ確認シタル上通行スヘキコト

九 他車ト並行シ又ハ競走スヘカラサルコト

十 自動車二輛以上連續行進スルトキハ前者ニ對シ十間以上距離ヲ保ツヘキコト

十一 前車ヲ追越サムトスルトキハ音響器ヲ鳴ラシ其ノ右側ヲ通行スヘキコト

十一ノ二 前號ノ場合ニ於テ電車ニ對シテハ其ノ左側ヲ通行スヘキコト但シ軌道ノ位置

ニ依リ通行不能ノ場所ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス(大正八年十一月十五日追加)

十一ノ三 停留場ニ停止セル電車ニ接近シタルトキハ音響器ヲ鳴ラシテ徐行シ且其ノ乘

客ノ乗降ニ危險ナキ様避讓シ又ハ停車スヘキコト(大正九年六月二十三日改正追加)

十二 馬匹ニ近ツクトキハ速度ヲ緩メ恐怖セシメサル様注意スヘキコト

十三 交通ノ妨害トナルヘキ場所ニ停車スヘカラサルコト

十四 運轉手臺ヲ離ルヘカラサルコト但シ己ムヲ得ス其ノ位置ヲ離ルトキハ危害防止

ニ付必要ナル注意ヲ爲スヘキコト

十五 積載定量ヲ超過シ又ハ車體ノ外側ニ著シク突出シ若ハ地上ヨリ高サ十尺ヲ超エテ
貨物ヲ搭載シタル車輛ヲ運轉スヘカラサルコト但シ特ニ警察官署ノ許可ヲ得タル場合
ハ此ノ限ニ在ラス此ノ場合ニ於テハ車上貿易キ箇所ニ其ノ旨表示スヘシ

第三十八條 一定ノ路線又ハ區間ニ據ル自動車ノ乗車ニ關シテハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 車内ニ於テ喫煙スヘカラサルコト

二 進行中ニ昇降シ又ハ肢體ヲ車外ニ出スヘカラサルコト

三 車内ニ於テ放歌喧嘩其ノ他他人ノ迷惑トナルヘキ行爲ヲ爲スヘカラサルコト

四 臭氣ヲ發散シ其ノ他他人ノ迷惑トナルヘキ手荷物又ハ畜類等ヲ携帶乗車スヘカラサ

ルコト

第三十九條 公安衛生其ノ他取締上必要アリト認メタルトキハ特ニ遵守事項ヲ命スルコト
アルヘシ

第三十九條ノ二 營業者ハ地區ヲ定メ其ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ規約ヲ定メ認可ヲ受
ケ組合ヲ設タルコトヲ得

- 第三十九條ノ三 組合ヲ設ケタル地區ノ營業者ハ其ノ組合ニ加入スヘシ
- 第三十九條ノ四 組合ニ於テ規約ヲ變更セムトスルトキハ認可ヲ受クヘシ
- 第三十九條ノ五 組合ハ左ノ事項ニ關シテハ五日以内ニ之ヲ届出ツヘシ
 - 一 役員ノ選任又ハ改選

二 成績及費用ノ收支決算

三 解散

第三十九條ノ六 必要ト認ムルトキハ組合ノ役員ノ改選又ハ規約ノ變更若ハ其ノ解散ヲ命
スルコトアルヘシ

第三十九條ノ七 第十八條、第二十四條及第二十八條ニ依ル願届書ハ營業所所在地、第二
十九及第二十九條ノ二ニ依ル願届書ハ設置場所ノ所轄警察官署ヲ經由スヘシ（大正九
年六月二十三日改正）

第四十條 本令第七條、第九條、第十五條、第十八、第三項、第二十一條、第二十四條、
第二十七條、第二十九條第一項、第二十九條ノ二第二項、第二十九條ノ五乃至第二十九條

ノ七、第三十一條ノ二、第三十三條第一項、第三十四條及第三十七條ノ規定ニ違反シ又ハ第二十條、第二十五條、第二十九條ノ八、第三十五條第一項及第三十九條ニ基ク命令若ハ處分ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第八條第三項、第九條ノ二、第十三條、第二十二條、第二十三條、第二十三條ノ二、第二十九條ノ二第三項、第四項、第三十條第二項、第三十一條第二項、第三十五條第二項及第三十八條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス（大正八年十一月十五日及大正九年六月二十三日改正）

第四十一條 本令ニ規定シタル違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ニ對シテハ前條ノ罰則ヲ適用ス

第四十二條 營業用又ハ自家用自動車ノ使用者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其他從業者ニシテ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲリテ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

附 則

第四十三條 本令ハ大正八年二月十五日ヨリ之ヲ施行ス但シ第七條ノ規定ハ大正八年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

第四十四條 營業用自動車使用者ニシテ本令施行當時現ニ三輛以上格納スヘキ車庫ヲ有シ尙繼續使用セムトスル者ハ大正八年五月三十一日迄ニ本令第二十九條第一項ノ規定ニ依リ願出テ許可ヲ受クルニ非サレハ使用スルコトヲ得ス

本令施行前ニ設置シ又ハ其許可ヲ受ケタル車庫ニシテ本令ニ適合セサルモノハ大正九年十月三十一日迄ニ第二十九條第一項ニ依リ願出許可ヲ受クヘシ（大正九年六月二十三日改正追加）

前項ノ場合ニ於テハ第二十九條第二項及第二十九條ノ三乃至第二十九條ノ五ノ規定ノ一部ヲ適用セサルコトアルヘシ（大正九年六月二十三日改正追加）

警視廳令 自動車取締令施行細則 終

省令 内務省令 第四十五號 道路取締令

○ 内務省令 第四十五號
道路法第四十九條ノ規定ニ基キ道路取締令左ノ通定ム
大正九年十二月十六日

内務大臣 床次竹二郎

道路取締令

第一條 道路ヲ通行スル者ハ左側ニ依ルヘシ

第二條 歩道車道等ノ區別アル道路ニ於テハ其ノ區別ニ從ヒ通行スヘシ
隊伍、神輿、葬列其ノ他ノ行列ハ車道ヲ通行スヘシ但シ兒童幼兒ノ隊伍ハ此ノ限リニ在ラス

小兒車ハ歩道ヲ通行スヘシ

第三條 牛車、馬車、自動車其ノ他ノ重キ車輛ハ歩道ヲ横切ルヘカラス但シ通路ニ特別ノ

裝置アル場合又ハ最寄警察官吏ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

牛、馬、諸車ハ斜ニ道路ヲ横切ルヘカラス

地方長官必要ト認ムルトキハ交通頻繁ナル道路ニ於テ特ニ指定シタル場所ノ外區域及時間ヲ限リ車道ノ横断ヲ禁止スルコトヲ得

第四條 牛、馬、諸車等行逢フトキハ互ニ左方ニ避讓スヘシ

第五條 牛、馬、諸車等前方ニ在ル者ヲ追越ス場合ハ止ムヲ得サルトキヲ除クノ外前者ハ左方ニ避ケ後者ハ其ノ右方ヲ通過スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ後者ニ於テ音響器ヲ鳴ラシ又ハ掛聲其ノ他ノ合圖ヲ爲シ前者ノ避クルヲ待チテ進行スヘシ

牛、馬、諸車等電車ヲ追越ス場合ハ道路ノ狀況ニ依リ止ムヲ得サルトキヲ除クノ外其ノ左方ヲ通過スヘシ

第六條 進行中ノ消防車、郵便車、傷病人運搬車及隊伍、神輿、葬列ニ對シテハ避讓スヘシ

第七條 牛、馬、諸車等ハ左ノ場合ニ於テハ音響器ヲ鳴ラシ又ハ掛聲其ノ他ノ合圖ヲ爲シ

除行スヘシ

- 一 道路ノ交叉點、曲角其ノ他屈曲ノ場所又ハ雜沓ノ場所ヲ通過スルトキ
- 二 第三條第三項ノ規定ニ依リ地方長官ノ特ニ指定シタル場所ヲ通過スルトキ
- 三 步道ヲ横切ルトキ
- 四 安全地帶ノ設ケナキ停留場ニ在ル電車ノ側方ヲ通過スルトキ
牛、馬、諸車等坂道、隧道又ハ橋梁ヲ通過スルトキハ除行スヘシ
牛、馬、諸車等道路交叉ノ場所ニ於テ右折セムトスルトキハ道路ヲ横切リタル後右方ニ
轉向スヘシ

第一項第四號ノ場合ニ於テ乗降客輻輳スルトキハ牛、馬、諸車等ハ一時進行ヲ停止スヘシ

第八條 牛、馬、諸車等ハ夜間燈火ヲ用キシテ通スヘカラス
地方長官ハ土地ノ狀況ニ依リ前項ニ異リタル規定ヲ設ルコトヲ得

第九條 鐵道又ハ軌道ノ踏切ヲ通過セムトスルトキハ汽車、電車等ノ接近セサルコトヲ確

メタル後通行スヘシ

第十條 牛、馬、諸車等ハ安全地帶内ヲ通行スヘカラス

第十一條 道路ノ交叉點、曲角、隧道又ハ橋梁等ニ牛、馬、諸車等ヲ駐ムヘカラス

牛、馬、諸車等ヲ道路ニ駐ムルトキハ其ノ左側端ニ於テ之ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ牛馬等ノ奔逸ヲ防クニ必要ナル措置ヲ爲スヘシ但シ蘿木、道路元標、
里程標及道路標識等ニ之ヲ繋クヘカラス

第十二條 荷車ノ輪帶幅ハ左ノ制限ニ從フヘシ

牛 車 三寸五分以上

四輪車ニ在リテハ其ノ前輪
チ後輪ノ二分ノ一迄縮小ス
ルコトヲ得

馬 車 三 寸以上

同

上

大 車 (荷臺ノ面積十八平) 二 寸以上

無限軌道其ノ他道路ヲ損傷セサル特別ノ裝置ヲ爲セル車ニ在リテハ其ノ裝置ノ幅ヲ以テ

前項ノ輪帶幅ト看做ス

第十三條 荷車ノ積載量ハ車體ノ重量ヲ合セ左ノ制限ヲ超ユルコトヲ得ス

自動車

千四百貫

牛車

五百五十貫
其ノ他四輪車
五百百貫

馬車

三百五十貫
其ノ他四輪車
五百百貫

大車

二百貫

第十四條 荷車ノ積荷ノ容積ハ左ノ制限ヲ超ユルコトヲ得ス

一 高

自動車ニ在リテハ荷臺ヨリ八尺
其ノ他ノ荷車ニ在リテハ六尺

二 前後ノ出幅

荷臺ヨリ各二尺

三 左右ノ出幅

荷臺ヨリ各一尺

自動車ニ依ル積荷ハ之ヲ車體ノ前後左右ニ突出セシムルコトヲ得ス

第十五條 地方長官ハ土地ノ狀況、道路、橋梁又ハ車輛ノ構造若ハ裝置ニ依リ第十二條第一項、第十三條及第十四條ノ制限ニ異リタル規定ヲ設クルコトヲ得

第十六條 第十三條、第十四條ノ規定又ハ第十五條ニ基ク命令ニ依ル荷車ノ積載量、其ノ積荷ノ容積ノ制限ヲ超ユル物ニシテ分割スヘカラサル場合ハ出發地警察官署ノ許可ヲ受クヘシ

第十七條 管理者ハ道路ニ關スル工事ノ爲必要アルトキハ道路ノ通行ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

第十八條 地方長官ハ危險豫防上其ノ他公安上必要ト認ムルトキハ道路ノ通行ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

第十九條 道路ヲ掘整シ又ハ道路ニ物ヲ置ク場合ニハ繩張、點燈其ノ他危險豫防ニ必要ナル裝置ヲ爲スヘシ

第二十條 沿道ノ土地ニ物ヲ堆積シ又ハ立テ置クトキハ倒壊、崩落ヲ防クニ必要ナル裝置ヲ爲スヘシ

第二十一條 道路又ハ沿道ノ土地ニ於テ工作物ヲ建設、撤去若ハ修繕シ又ハ其ノ他ノ作業ヲ爲ストキハ土砂、瓦石、竹木、金物等ノ道路ニ飛散又ハ墜落スルヲ防クニ必要ナル裝

置ヲ爲スヘシ

第二十二條 警察官署ハ道路及沿道ノ土地ニ於ケル工作物其ノ他ノ施設及物件ニ付其ノ占有者ニ對シテ危険防止其ノ他交通保全ノ爲必要ナル指置ヲ命スルコトヲ得

第二十三條 道路ニ於テ物ヲ運搬スルトキハ其ノ飛散、漏出、墜落及危險ヲ防クニ必要ナル裝置ヲナスヘシ

二十四條 道路ニ於テ乗馬又ハ諸車運轉ノ練習ヲ爲スヘカラス但シ交通稀疎ニシテ危險ノ虞ナキ場所ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

二十五條 交通頻繁ナル道路ニ於テ兒童、幼兒ニ遊戲ヲ爲サシメ又ハ保護者ナクシテ幼兒ヲ歩行セシムヘカラス

二十六條 道路ニ於テ煙火、空氣銃、吹矢ノ類ヲ弄シ又ハ投石、投珠等危險ノ行爲ヲ爲スヘカラス

二十七條 第一條、第三條第一項、第二項、第四乃至第八條第一項、第十條及第二十五ノ規定ニ違反シタル者又ハ第三條第三項ノ規定ニ基ク禁止ニ違反シタル者ハ科料ニ

處ス

二十八條 第十一條、第十三條、第十四條、第十六條、第二十三條、第二十四條及第二十六條ノ規定ニ違反シタル者、第十二條第一項ノ規定又ハ第十五條ノ規定ニ基ク命令ニ依ル輪帶幅ノ制限ニ違反シタル荷車ヲ使用シ若ハ同條ノ規定ニ基ク命令ニ依ル荷車ノ積載量其ノ積荷ノ制限ニ違反シタル者又ハ第十七條、第十八條ノ規定ニ基ク禁止若ハ制限ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

二十九條 第十九條乃至第二十一條ノ規定ニ違反シタル者又ハ第二十二條ノ規定ニ基ク處分ニ違反シタル者ハ百圓以内ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

三十條 前條ノ罰則ハ之ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ處罰スヘキ場合ハ其ノ代表者ヲ以テ被告人トス

三十一條 本令ニ規定スルモノノ外道路法第四十九條ノ規定ニ基ク命令ハ地方長官之ヲ定ム

附 則

本令ハ大正十年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ使用スル荷車ノ輪帶幅ハ大正十五年十二月三十一日迄本令又ハ本令ニ
基キテ發スル命令ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

(參照)

大正八年四月十一日布法律第五十八號道路法抄錄

第四十九條 道路ノ使用又ハ鐵道若ハ其ノ交通ノ保全ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
沿道ノ土地ニ於ケル工作物ノ建設其ノ他ノ作爲又ハ不作爲ノ制限ニシテ道路又ハ其ノ交
通ノ保全ノ目的ヲ以テスルモノニ付亦同シ

省令 道路取締令 終

内務省令自動車取締令中運轉手免許ニ關スル規則中ノ一部改正サレ、舊年十二月七日ヲ以テ
發布セラレタリ。之ニヨルト、現ニ運動手免許證ヲ有スル者ハ、試験官ノ認定ニヨリ、
試験ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトヲ得ルコトトナリタリ。左ニ其全文ヲ掲クベシ。

内務省令 四十四號

自動車取締令中左ノ通改正ス

大正十二年十二月七日

内務大臣 子爵 後藤新平

第十六條ノ二 現ニ運轉手タル者ニシテ轉運手免許證ノ有效期間満了ノ後仍ホ引續運轉手
タラントスル者ニ付テハ前條第一項各號ノ一一該當セズ且相當技量アリト認メタル者ニ
限り前條ノ試験ニ拘ラズ試験ノ全部又ハ一部ヲ省略シ免許ヲ與フルコトヲ得。

備考 本條ニ前條ト稱スルモノ左ノ如シ

第十六條 運轉手ノ免許ヘ試験ニ合格シ左ノ各號ノ一二該當セザル者ニ之レヲ與フ
一 十八歳未滿ノ者 二 精神病者者聾者 嘎者又ハ盲者 三 其他地方長官ニ於テ不適當ト認ムル者
運轉手ノ試験ハ地方長官ノ定ムル所ニ依リ自動車ノ構造取締規則及實地ノ技能ニ關シ之レヲ行フ

所 挿 賣

東 東 東 東 東 東
東京日本橋 京京京橋 日本橋 京神田
東京赤坂 京橋 橋田

府下羽田
(日本自動車學校)
リキ)

月極丸北東至上海

岡東

隆海誠田京

書書

店院善館堂屋堂

大正十三年二月十二日 印 刷

大正十三年二月二十五日 第一版發行

最新自動車工學

定價金六圓

複
製
不
許

著者 關口定伸

發行者 東京市外下戶塚二八五
金子富太郎

印刷者 東京市外下戶塚二二〇
友部周次郎

下戶塚二八五
東京市外
城北堂書店
振替東京三〇四六番

發行所

東京市外下戶塚二八五

金子富太郎

周次郎

7.8.5

終